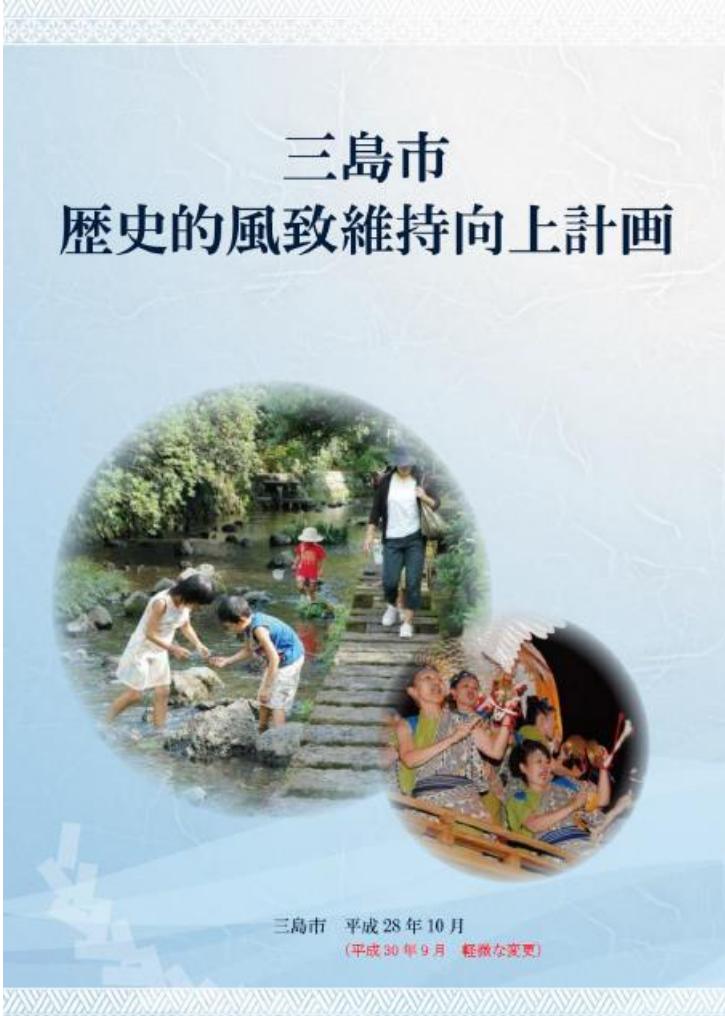
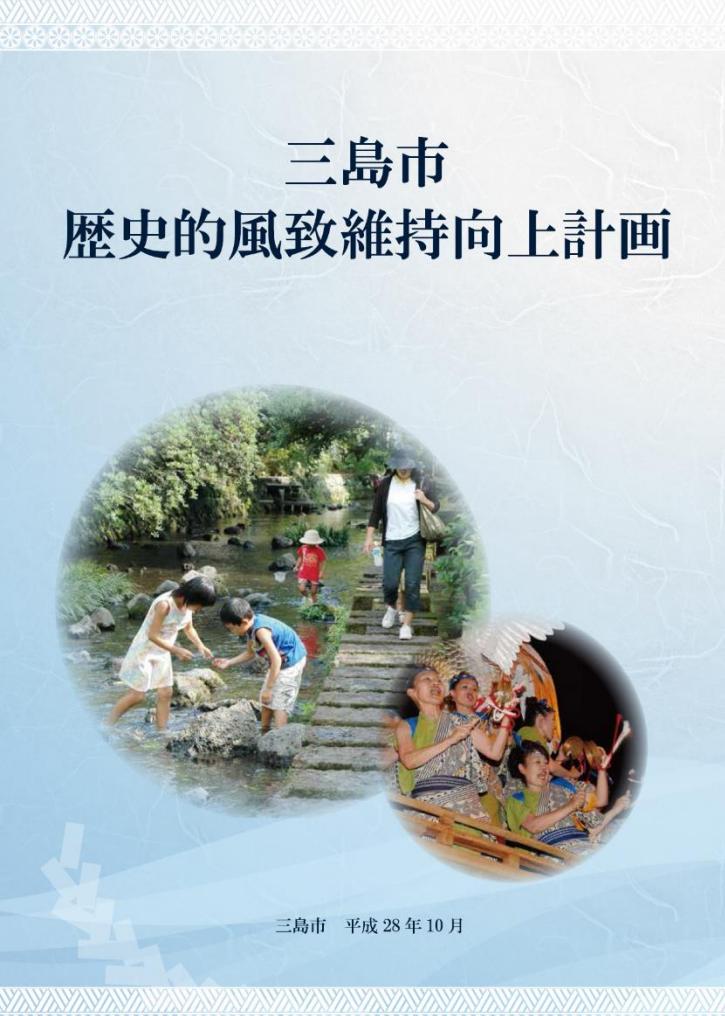


■新旧対照表

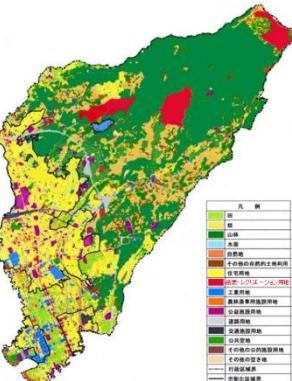
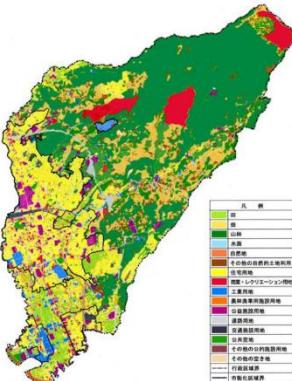
様式 2

新	旧
(表紙)  <p>三島市 歴史的風致維持向上計画</p> <p>三島市 平成 28 年 10 月 (平成 30 年 9 月 軽微な変更)</p>	(表紙)  <p>三島市 歴史的風致維持向上計画</p> <p>三島市 平成 28 年 10 月</p>

■新旧対照表

新	旧																						
(P6)	(P6)																						
<p>ウ 市民意見募集（パブリック・コメント）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>意見提出者・意見数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年（2016） 6 月 10 日（金） ～7 月 11 日（月）</td> <td>意見提出は 0 件だった。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定申請日・認定日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年（2016） 9 月 13 日（火）</td> <td>文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 に対し、三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年（2016） 10 月 3 日（月）</td> <td>文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 から、三島市歴史的風致維持向上計画の認定</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年（2018） 9 月 20 日（木）</td> <td>軽微な変更の届出</td> </tr> </tbody> </table>	実施期間	意見提出者・意見数	平成 28 年（2016） 6 月 10 日（金） ～7 月 11 日（月）	意見提出は 0 件だった。	認定申請日・認定日	内容	平成 28 年（2016） 9 月 13 日（火）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 に対し、三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請	平成 28 年（2016） 10 月 3 日（月）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 から、三島市歴史的風致維持向上計画の認定	平成 30 年（2018） 9 月 20 日（木）	軽微な変更の届出	<p>ウ 市民意見募集（パブリック・コメント）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>意見提出者・意見数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年（2016） 6 月 10 日（金） ～7 月 11 日（月）</td> <td>意見提出は 0 件だった。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定申請日・認定日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年（2016） 9 月 13 日（火）</td> <td>文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 に対し、三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年（2016） 10 月 3 日（月）</td> <td>文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 から、三島市歴史的風致維持向上計画の認定</td> </tr> </tbody> </table>	実施期間	意見提出者・意見数	平成 28 年（2016） 6 月 10 日（金） ～7 月 11 日（月）	意見提出は 0 件だった。	認定申請日・認定日	内容	平成 28 年（2016） 9 月 13 日（火）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 に対し、三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請	平成 28 年（2016） 10 月 3 日（月）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 から、三島市歴史的風致維持向上計画の認定
実施期間	意見提出者・意見数																						
平成 28 年（2016） 6 月 10 日（金） ～7 月 11 日（月）	意見提出は 0 件だった。																						
認定申請日・認定日	内容																						
平成 28 年（2016） 9 月 13 日（火）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 に対し、三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請																						
平成 28 年（2016） 10 月 3 日（月）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 から、三島市歴史的風致維持向上計画の認定																						
平成 30 年（2018） 9 月 20 日（木）	軽微な変更の届出																						
実施期間	意見提出者・意見数																						
平成 28 年（2016） 6 月 10 日（金） ～7 月 11 日（月）	意見提出は 0 件だった。																						
認定申請日・認定日	内容																						
平成 28 年（2016） 9 月 13 日（火）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 に対し、三島市歴史的風致維持向上計画の認定申請																						
平成 28 年（2016） 10 月 3 日（月）	文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣 から、三島市歴史的風致維持向上計画の認定																						

■新旧対照表

新	旧																																												
(P11)	(P11)																																												
<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第1章</p> <p>(6) 土地利用</p> <p>平成 27 年 (2015) 3 月現在で三島の面積は 62.02 km² (面積計測方法の変更により、国土交通省国土地理院公表値は平成 26 年 (2014) に変更された) であるが、昭和 10 年 (1935) の旧三島町の面積は 22.38 km² であった。昭和 10 年 (1935) に北上村 (12.39 km²)、昭和 16 年 (1941) に錦田村 (18.83 km²)、昭和 29 年 (1954) に中郷村 (8.21 km²) と編入・合併をしていき、現在の広さになった。市域の 3 分の 2 は箱根西麓の山間丘陵地で、残る平野部に大半の市民が集中して居住している。可住地あたりの人口密度は 2,915 人/km² (平成 16 年 3 月末現在) と高く、県下でも上位の過密都市となっている。</p> <p>本市における土地利用状況は下図の通りである。</p> <p>【資料: 平成 23 年度都市計画基礎調査】</p>  <p>図 三島市土地利用図</p> <p>自然的土地利用 内訳</p> <table border="1"> <tr><td>都市的土地利用</td><td>39%</td></tr> <tr><td>自然的土地利用</td><td>61%</td></tr> <tr><td>田舎</td><td>10%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0%</td></tr> </table> <p>都市的土地利用 内訳</p> <table border="1"> <tr><td>森林・農業施設</td><td>3%</td></tr> <tr><td>工業用地</td><td>3%</td></tr> <tr><td>商業用地</td><td>5%</td></tr> <tr><td>住宅用地</td><td>14%</td></tr> <tr><td>道路用地</td><td>8%</td></tr> <tr><td>その他空地</td><td>2%</td></tr> <tr><td>交通施設用地</td><td>1%</td></tr> </table> <p>【資料: 平成 23 年度都市計画基礎調査】</p>	都市的土地利用	39%	自然的土地利用	61%	田舎	10%	その他	0%	森林・農業施設	3%	工業用地	3%	商業用地	5%	住宅用地	14%	道路用地	8%	その他空地	2%	交通施設用地	1%	<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第1章</p> <p>(6) 土地利用</p> <p>平成 27 年 (2015) 3 月現在で三島の面積は 62.02 km² (面積計測方法の変更により、国土交通省国土地理院公表値は平成 26 年 (2014) に変更された) であるが、昭和 10 年 (1935) の旧三島町の面積は 22.38 km² であった。昭和 10 年 (1935) に北上村 (12.39 km²)、昭和 16 年 (1941) に錦田村 (18.83 km²)、昭和 29 年 (1954) に中郷村 (8.21 km²) と編入・合併をしていき、現在の広さになった。市域の 3 分の 2 は箱根西麓の山間丘陵地で、残る平野部に大半の市民が集中して居住している。可住地あたりの人口密度は 2,915 人/km² (平成 16 年 3 月末現在) と高く、県下でも上位の過密都市となっている。</p> <p>本市における土地利用状況は下図の通りである。</p> <p>【資料: 平成 23 年度都市計画基礎調査】</p>  <p>図 三島市土地利用図</p> <p>自然的土地利用 内訳</p> <table border="1"> <tr><td>都市的土地利用</td><td>39%</td></tr> <tr><td>自然的土地利用</td><td>61%</td></tr> <tr><td>田舎</td><td>10%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0%</td></tr> </table> <p>都市的土地利用 内訳</p> <table border="1"> <tr><td>森林・農業施設</td><td>3%</td></tr> <tr><td>工業用地</td><td>3%</td></tr> <tr><td>商業用地</td><td>5%</td></tr> <tr><td>住宅用地</td><td>14%</td></tr> <tr><td>道路用地</td><td>8%</td></tr> <tr><td>その他空地</td><td>2%</td></tr> <tr><td>交通施設用地</td><td>1%</td></tr> </table> <p>【資料: 平成 23 年度都市計画基礎調査】</p>	都市的土地利用	39%	自然的土地利用	61%	田舎	10%	その他	0%	森林・農業施設	3%	工業用地	3%	商業用地	5%	住宅用地	14%	道路用地	8%	その他空地	2%	交通施設用地	1%
都市的土地利用	39%																																												
自然的土地利用	61%																																												
田舎	10%																																												
その他	0%																																												
森林・農業施設	3%																																												
工業用地	3%																																												
商業用地	5%																																												
住宅用地	14%																																												
道路用地	8%																																												
その他空地	2%																																												
交通施設用地	1%																																												
都市的土地利用	39%																																												
自然的土地利用	61%																																												
田舎	10%																																												
その他	0%																																												
森林・農業施設	3%																																												
工業用地	3%																																												
商業用地	5%																																												
住宅用地	14%																																												
道路用地	8%																																												
その他空地	2%																																												
交通施設用地	1%																																												

■新旧対照表

新	旧
<p>(P26)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第1章</p> <p>2-2 三島市の文化</p> <p>(1) 無形民俗文化財</p> <p>ア お田打</p> <p>年の始めに際し、神前で稻作りの過程を模擬的に演じる儀式を「予祝儀礼」という。これは、神にあらかじめ稻作過程を見ることによって、その年の豊作を祈るという意味合いをもつ民俗儀礼である。三島大社に伝わる「お田打」はこの予祝儀礼と芸能が結びついた「田楽能」に分類される神事で、その始まりは鎌倉時代とも室町時代ともいわれている。これは、各地で見られる「田遊び」「お田植祭」などと同種のものである。お田打は毎年正月7日に三島大社境内中央の舞殿で奉納される。舞殿の中央に水田に見立てた薄緑（裏をつけ、縁をついた筵）を敷き、そこでの舅の「徳長」と娘の「福太郎」の対話を通し、「田まわり」「苗代打ち」「水口びらき」などの所作を行うことにより進められる。徳長役は翁の白仮面、福太郎役は翁の黒仮面をそれぞれ被り、神事の最後には参会者に餅が投げられて終了となる。昭和47年（1972）、県指定無形民俗文化財となっている。</p> <p>イ 三島雛子（みしまばやし）</p> <p>例年8月15日～17日にかけて催される三島大社例大祭に伴う三島大祭りでは、市中に繰り出す屋台の上で「しゃぎり」が行われる。現在、県の無形民俗文化財に指定されている「三島雛子」は、この夏まつりに行われるしゃぎりとお雛子を総称したものである。その伝来については、戦国時代にあたる天文年間（1532～1555）に、三島大社の舞々役であった幸若與惣太夫（こうわかよそうだゆう）によって現在に伝わる原型がつくられたとされている。また、天正11年（1583）に北条氏から差し出された文書からもその存在は確認できる。この文書には、川原ヶ谷郷（かわらがやごう）、谷田郷（やたごう）、大場郷（だいばごう）、梅名郷、柿田郷（かきたごう）に対して「先の御代から定められている三島宮の御雛子が滞っていることはよくないので、これからは励むように」とある。この後、農村の若者たちの中で受け継がれ、近世以後の祭りの民衆化とともにさらに普及・拡大して、三島市内で</p> <p>写真 お田打</p> <p>写真 三島大祭り 三島雛子</p>	<p>(P26)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第1章</p> <p>2-2 三島市の文化</p> <p>(1) 無形民俗文化財</p> <p>ア お田打</p> <p>年の始めに際し、神前で稻作りの過程を模擬的に演じる儀式を「予祝儀礼」という。これは、神にあらかじめ稻作過程を見ることによって、その年の豊作を祈るという意味合いをもつ民俗儀礼である。三島大社に伝わる「お田打」はこの予祝儀礼と芸能が結びついた「田楽能」に分類される神事で、その始まりは鎌倉時代とも室町時代ともいわれている。これは、各地で見られる「田遊び」「お田植祭」などと同種のものである。お田打は毎年正月7日に三島大社境内中央の舞殿で奉納される。舞殿の中央に水田に見立てた薄緑（裏をつけ、縁をついた筵）を敷き、そこでの舅の「徳長」と娘の「福太郎」の対話を通し、「田まわり」「苗代打ち」「水口びらき」などの所作を行うことにより進められる。徳長役は翁の白仮面、福太郎役は翁の黒仮面をそれぞれ被り、神事の最後には参会者に餅が投げられて終了となる。昭和47年（1972）、県指定無形民俗文化財となっている。</p> <p>イ 三島雛子（みしまばやし）</p> <p>例年8月15日～17日にかけて催される三島大社例大祭に伴う三島夏まつりでは、市中に繰り出す屋台の上で「しゃぎり」が行われる。現在、県の無形民俗文化財に指定されている「三島雛子」は、この夏まつりに行われるしゃぎりとお雛子を総称したものである。その伝来については、戦国時代にあたる天文年間（1532～1555）に、三島大社の舞々役であった幸若與惣太夫（こうわかよそうだゆう）によって現在に伝わる原型がつくられたとされている。また、天正11年（1583）に北条氏から差し出された文書からもその存在は確認できる。この文書には、川原ヶ谷郷（かわらがやごう）、谷田郷（やたごう）、大場郷（だいばごう）、梅名郷、柿田郷（かきたごう）に対して「先の御代から定められている三島宮の御雛子が滞っていることはよくないので、これからは励むように」とある。この後、農村の若者たちの中で受け継がれ、近世以後の祭りの民衆化とともにさらに普及・拡大して、三島市内で</p> <p>写真 お田打</p> <p>写真 三島夏まつり 三島雛子</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P27)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第1章</p> <p>も演じられるようになった。400 余年の間、楽譜は存在せず、人から人へと伝えられてきた。昭和 42 年 (1967) に三島市の無形文化財 (当時の名称) になり、平成 3 年 (1991) には静岡県の無形民俗文化財に指定された。</p> <p>ウ 農兵節</p> <p>「富士の白雪やノーエ」で始まる農兵節は、三島大祭りのパレードで踊られるなど、三島市民には最も身近な民謡である。</p> <p>その起源については 2 説あり、幕末の頃、韭山代官である江川英龍 (垣庵) が創設した農兵調練の行進曲として用いられたことから始まるという説と、文久 2 年 (1862) に横浜で作られた「野毛山節」が三島に伝わり農兵節となったという説がある。</p> <p>大正末頃、三島の花柳界は、三島に駐留する第二・第三の野戦重砲兵連隊の軍人たちで賑わっており、そこで「ノーエ節」が盛んに唄われていた。そのノーエ節を幕末の三島で行わっていた農兵調練にちなみ「農兵節」と改め、全国にその名を知らしめたのは、昭和初期の平井源太郎の宣伝活動の賜物である。三島出身の平井源太郎が、箱根西麓地区の野菜を売り出そうと農兵節と書いた幟を立て、韭山笠・陣羽織・腰には大・小刀という人目を引く出で立ちで、小田原、品川、大阪などで盛んに農兵節と踊りを披露していたところ、大阪市場の開拓に成功し、大根をはじめとする野菜が「坂もの」として関西に出荷されるようになった。</p> <p>農兵節は、昭和 9 年 (1934) にはコロムビアレコードから赤坂小梅の唄で、同年新太陽レコードでも三島の芸者十郎の唄で、それぞれ発売された。大根の宣伝と農兵節という組み合わせは、街頭宣伝とレコードやラジオの普及により全国的に有名になった。昭和 34 年 (1959) には、農兵節普及会によって歌詞、踊曲の整理が行われて、現在のかたちが完成し、今では三島大祭りで踊られるなど三島の民謡として踊り継がれている。</p> <p>写真 三島大祭りでの農兵節を踊る様子</p> <p>写真 農兵節 レコード</p> <p>写真 農兵節像 (JR 三島駅北口)</p>	<p>(P27)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第1章</p> <p>も演じられるようになった。400 余年の間、楽譜は存在せず、人から人へと伝えられてきた。昭和 42 年 (1967) に三島市の無形文化財 (当時の名称) になり、平成 3 年 (1991) には静岡県の無形民俗文化財に指定された。</p> <p>ウ 農兵節</p> <p>「富士の白雪やノーエ」で始まる農兵節は、三島夏まつりのパレードで踊られるなど、三島市民には最も身近な民謡である。</p> <p>その起源については 2 説あり、幕末の頃、韭山代官である江川英龍 (垣庵) が創設した農兵調練の行進曲として用いられたことから始まるという説と、文久 2 年 (1862) に横浜で作られた「野毛山節」が三島に伝わり農兵節となったという説がある。</p> <p>大正末頃、三島の花柳界は、三島に駐留する第二・第三の野戦重砲兵連隊の軍人たちで賑わっており、そこで「ノーエ節」が盛んに唄われていた。そのノーエ節を幕末の三島で行わっていた農兵調練にちなみ「農兵節」と改め、全国にその名を知らしめたのは、昭和初期の平井源太郎の宣伝活動の賜物である。三島出身の平井源太郎が、箱根西麓地区の野菜を売り出そうと農兵節と書いた幟を立て、韭山笠・陣羽織・腰には大・小刀という人目を引く出で立ちで、小田原、品川、大阪などで盛んに農兵節と踊りを披露していたところ、大阪市場の開拓に成功し、大根をはじめとする野菜が「坂もの」として関西に出荷されるようになった。</p> <p>農兵節は、昭和 9 年 (1934) にはコロムビアレコードから赤坂小梅の唄で、同年新太陽レコードでも三島の芸者十郎の唄で、それぞれ発売された。大根の宣伝と農兵節という組み合わせは、街頭宣伝とレコードやラジオの普及により全国的に有名になった。昭和 34 年 (1959) には、農兵節普及会によって歌詞、踊曲の整理が行われて、現在のかたちが完成し、今では三島夏まつりで踊られるなど三島の民謡として踊り継がれている。</p> <p>写真 三島夏まつりでの農兵節を踊る様子</p> <p>写真 農兵節 レコード</p> <p>写真 農兵節像 (JR 三島駅北口)</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P45)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第2章-1</p> <p>1 三島大社例大祭とつけ祭りにみる歴史的風致</p> <p>はじめに</p> <p>三島大社は伊豆国一宮であり、明治4年(1871)には官幣大社に列した名社である。「三嶋」という当地の名称を冠していることからも、この地に暮らす人々と三島大社との結び付きの強さが連想され、三島大社が人々の信仰の対象としてだけではなく、農業・商業・工業を中心とした実生活とも強い関わりをもって存在してきたことが窺われる。</p> <p>三島市教育委員会が実施した発掘調査例から、三島大社が現地に遷座したのは平安時代後期頃と推定される。当時の三島は、東西方向に伸長する平安・鎌倉古道や南進する下田街道、北進する佐野街道(甲州道)が三島大社の西側で十字に交錯する交通の要衝となっていた。この土地環境と相俟って、三島大社が遷座した後、当地は物資や情報が行き交う四辻文化を育む門前町として発達を遂げた。</p> <p>江戸時代になると、徳川幕府により東海道の整備が行われた。大社門前を東西に走る東海道は五街道の一つとして重要な位置を占め、物資の輸送や人々の通行などを補助する地として三島宿が形成され、これが現在の三島市街地の基礎となっている。下図『東海道分間延絵図』は、江戸幕府が五街道と脇往還を実地測量して作成した全91巻の絵巻物の三島宿部分である。江戸時代後期の宿場・街道筋を1,800分の1の縮尺で描き、街道に面する家数もほぼ正確といわれる。文化3年(1806)当時の三島大社、小浜池(こはまいけ)が大きく描かれ、時の鐘、陣屋、愛染院も描かれており、四辻の様子がよく分かる。</p> <p>この四辻を中心に開催される三島大社の諸々の祭事には、大社と人々との間に農業・商業・工業などの実生活を通じて培われてきた深い繋がりを見ることがある。特に例大祭(大社の神事。毎年8月に執り行われ、「三島夏まつり」と呼称されていたが、平成29年から「三島大祭り」に名称変更した。)における住民参加のつけ祭りは盛大に行われており、街に活気をもたらすとともに、あらゆる側面において三島大社は、三島の人々の精神的なよりどころとなっているといえる。</p>  <p>図 三島大社を中心とした四辻に発達した三島宿(東海道分間延絵図)</p>	<p>(P45)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第2章-1</p> <p>1 三島大社例大祭とつけ祭りにみる歴史的風致</p> <p>はじめに</p> <p>三島大社は伊豆国一宮であり、明治4年(1871)には官幣大社に列した名社である。「三嶋」という当地の名称を冠していることからも、この地に暮らす人々と三島大社との結び付きの強さが連想され、三島大社が人々の信仰の対象としてだけではなく、農業・商業・工業を中心とした実生活とも強い関わりをもって存在してきたことが窺われる。</p> <p>三島市教育委員会が実施した発掘調査例から、三島大社が現地に遷座したのは平安時代後期頃と推定される。当時の三島は、東西方向に伸長する平安・鎌倉古道や南進する下田街道、北進する佐野街道(甲州道)が三島大社の西側で十字に交錯する交通の要衝となっていた。この土地環境と相俟って、三島大社が遷座した後、当地は物資や情報が行き交う四辻文化を育む門前町として発達を遂げた。</p> <p>江戸時代になると、徳川幕府により東海道の整備が行われた。大社門前を東西に走る東海道は五街道の一つとして重要な位置を占め、物資の輸送や人々の通行などを補助する地として三島宿が形成され、これが現在の三島市街地の基礎となっている。下図『東海道分間延絵図』は、江戸幕府が五街道と脇往還を実地測量して作成した全91巻の絵巻物の三島宿部分である。江戸時代後期の宿場・街道筋を1,800分の1の縮尺で描き、街道に面する家数もほぼ正確といわれる。文化3年(1806)当時の三島大社、小浜池(こはまいけ)が大きく描かれ、時の鐘、陣屋、愛染院も描かれており、四辻の様子がよく分かる。</p> <p>この四辻を中心に開催される三島大社の諸々の祭事には、大社と人々との間に農業・商業・工業などの実生活を通じて培われてきた深い繋がりを見ることがある。特に例大祭(大社の神事。現在は「三島夏まつり」の名称が一般的で毎年8月に執り行われている。)における住民参加のつけ祭りは盛大に行われており、街に活気をもたらすとともに、あらゆる側面において三島大社は、三島の人々の精神的なよりどころとなっているといえる。</p>  <p>図 三島大社を中心とした四辻に発達した三島宿(東海道分間延絵図)</p>

■新旧対照表

新	旧
(P50)	(P50)
<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第2章-1</p> <p>画に基づく道路拡幅で曳き家が行われた。三島市では看板建築の先駆け的存在であり、建築当時は黄金色に光り輝いていた。震災後は三島でも看板建築が大流行し、多くの商店がこの建築様式を取り入れた。現在も三嶋大社にほど近い通りには、懐古堂ムラカミ屋のほかに数軒の看板建築が残っている。</p> <p>③ 時の鐘</p> <p>三石神社の境内にある鐘は、「時の鐘」と言われ、江戸時代から旅人や三島の人々に親しまれてきた。最初は寛永年間（1624～1643）に鋳造され、その後何回か改鋲された。特に大きな鐘は、宝暦11年（1761）に川原ヶ谷（かわらがや）の鋳物師沼上忠左衛門祐重によって造られた。三島宿の人たちはこの鐘の音で時を知った。しかし、第2次世界大戦時に軍戦用に供出され、現在の鐘は昭和25年（1950）に市民の有志によって造られたものである。</p> <p>（3）三嶋大社例大祭とつけ祭りに関する活動</p> <p>① 三嶋大社例大祭とつけ祭り</p> <p>三嶋大社例大祭とつけ祭りは、毎年8月15日・16日・17日の3日間、「三嶋大祭り」として盛大に執り行われている。市内を南北方向に貫く佐野街道及び下田街道門前と東西方向に横断する近世東海道の三島宿がつくる四辻を主な舞台として、三嶋大社と旧三島町内の広域な範囲を巡る山車の引き回しや、しゃぎりとそのリズムに乗った掛け声を特徴とする勇壮な祭りである。</p> <p>三嶋大社例大祭の始まりについては、平安時代の記録に祭祀としての端緒が見えており、大同元年（806）『新抄格勅符抄』の「神事諸家封戸」には、天平宝字2年（758）までに、伊豆三島神の社殿や祭祀の組織が成立していたことが窺われ、この時に成立した祭祀は三島に遷座した後も引き継がれたと推測される。</p> <p>現在のように例大祭で山車の引き回しとしゃぎりの神事が行われるようになった起源もまた明確ではないが、『三嶋大社矢田部家文書』によると、天正11年（1583）に北条氏から三島周辺の社領地である川原ヶ谷郷・谷田郷（やたごう）・大場郷（だいばごう）・梅名郷・柿田郷（かきたごう）に対して、「先の御代から定められている三嶋宮の御囃子が滞っていることはよくないので、これからは励むように」と促す文書が差し出されたとある。これが三島囃子に関する記録の原初となっている。</p>	<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第2章-1</p> <p>画に基づく道路拡幅で曳き家が行われた。三島市では看板建築の先駆け的存在であり、建築当時は黄金色に光り輝いていた。震災後は三島でも看板建築が大流行し、多くの商店がこの建築様式を取り入れた。現在も三嶋大社にほど近い通りには、懐古堂ムラカミ屋のほかに数軒の看板建築が残っている。</p> <p>③ 時の鐘</p> <p>三石神社の境内にある鐘は、「時の鐘」とと言われ、江戸時代から旅人や三島の人々に親しまれてきた。最初は寛永年間（1624～1643）に鋳造され、その後何回か改鋲された。特に大きな鐘は、宝暦11年（1761）に川原ヶ谷（かわらがや）の鋳物師沼上忠左衛門祐重によって造られた。三島宿の人たちはこの鐘の音で時を知った。しかし、第2次世界大戦時に軍戦用に供出され、現在の鐘は昭和25年（1950）に市民の有志によって造られたものである。</p> <p>（3）三嶋大社例大祭とつけ祭りに関する活動</p> <p>① 三嶋大社例大祭とつけ祭り</p> <p>三嶋大社例大祭とつけ祭りは、毎年8月15日・16日・17日の3日間で執り行われ、一般には「三島夏まつり」の名称で親しまれている。市内を南北方向に貫く佐野街道及び下田街道門前と東西方向に横断する近世東海道の三島宿がつくる四辻を主な舞台として、三嶋大社と旧三島町内の広域な範囲を巡る山車の引き回しや、しゃぎりとそのリズムに乗った掛け声を特徴とする勇壮な祭りである。</p> <p>三嶋大社例大祭の始まりについては、平安時代の記録に祭祀としての端緒が見えている。大同元年（806）『新抄格勅符抄』の「神事諸家封戸」には、天平宝字2年（758）までに、伊豆三島神の社殿や祭祀の組織が成立していたことが窺われ、この時に成立した祭祀は三島に遷座した後も引き継がれたと推測される。</p> <p>現在のように例大祭で山車の引き回しとしゃぎりの神事が行われるようになった起源もまた明確ではないが、『三嶋大社矢田部家文書』によると、天正11年（1583）に北条氏から三島周辺の社領地である川原ヶ谷郷・谷田郷（やたごう）・大場郷（だいばごう）・梅名郷・柿田郷（かきたごう）に対して、「先の御代から定められている三嶋宮の御囃子が滞っていることはよくないので、これからは励むように」と促す文書が差し出されたとある。これが三島囃子に関する記録の原初となっている。</p>

■新旧対照表

新	旧
(P52)	(P52)

三島市歴史的風致維持向上計画 第2章－1

現在のようなかたちの三嶋大社例大祭となった契機は、昭和20年(1945)の終戦にある。戦前までは「お明神さまのお祭り」として主催は三嶋大社が執り行い、例大祭と神輿行事(かみにぎわいぎょうじ)である当番町の山車の引き回しが主な祭典であった。昭和21年(1946)、神社制度の廃止により国の手を離れ、三嶋大社が宗教法人となると、神輿行事は氏子会が受け持つこととなるが、戦後GHQは神道としての例大祭に市民参加を許可しなかった。しかし、市民たちがGHQへ陳情を続け、昭和22~24年(1947~1949)には「三島商工まつり」と銘打って夏まつり奉賛会を組織して実施するようになる。その後、昭和25年(1950)から氏子会、昭和30年(1955)から三島夏まつり協賛会、平成10年(1998)から町内会連合会を母体とする夏まつり実行委員会が主催運営をしている。

三嶋大祭りに先立ち、毎年5月第2週の土日、西若町に鎮座する若宮神社の祭礼が、三島町西部地域の11町(西若町、寿町、栄町、泉町、広小路町、緑町、西本町、南町、三好町(みよしちょう)、清住町(きよすみちょう)、加屋町(かやまち))の合同で催行され、しゃぎり奉納と参加町内を練り歩く神輿渡御が執り行われる。この祭礼以降ほぼ2週間置きに市内西部の13の神社で祭礼が行われ、最後の間眠神社の祭礼日(8月1日)になると、いよいよ三嶋大社例大祭近くだと市民の意識が高揚し、8月15日に三嶋大社例大祭を迎える。

三嶋大社例大祭の初日15日が境内撰社若宮神社例祭・普奉納祭・青宮祭・献燈奉告祭、16日が例祭・源頼朝旗揚出陣奉告祭・手筒花火神事と続き、17日は崇敬会大祭・流鏑馬祭・後鎮祭が行われる。また各日、15日は山車としゃぎりの日、16日は伝統芸能の日、17日は踊りの日とそれぞれテーマを設定して、催行されている。

つけ祭りの主体であり特徴となっているのは、かつての三島宿の範囲を中心に行われる山車の引き回し、しゃぎりの演奏、三嶋大社頭での「競り合い」、三嶋大社から広小路駅を経由し楽寿園までの間で繰り広げられる頼朝公行列である。

つけ祭りの特徴としては他に、祭りが当番町制で行われることが挙げられる。江戸時代に記された『当社祭礼町々為取替議定書』には、文化13年(1816)に「三島宿18町を4組の当番に分け、輪番で祭りが行われた」とあり、その制度は現在においても引き継がれている。昭和40年(1965)、高度経済成長とともに町内域の再編成・町名変更が行われた際にも、その組分けは旧町名単位を基本として実施され、現在は29町6組の当番町制となっている。

三島市歴史的風致維持向上計画 第2章－1

現在のようなかたちの三嶋大社例大祭となった契機は、昭和20年(1945)の終戦にある。戦前までは「お明神さまのお祭り」として主催は三嶋大社が執り行い、例大祭と神輿行事(かみにぎわいぎょうじ)である当番町の山車の引き回しが主な祭典であった。昭和21年(1946)、神社制度の廃止により国の手を離れ、三嶋大社が宗教法人となると、神輿行事は氏子会が受け持つこととなるが、戦後GHQは神道としての例大祭に市民参加を許可しなかった。しかし、市民たちがGHQへ陳情を続け、昭和22~24年(1947~1949)には「三島商工まつり」と銘打って夏まつり奉賛会を組織して実施するようになる。その後、昭和25年(1950)から氏子会、昭和30年(1955)から三島夏まつり協賛会、平成10年(1998)から町内会連合会を母体とする夏まつり実行委員会が主催運営をしている。

三島夏まつりに先立ち、毎年5月第2週の土日、西若町に鎮座する若宮神社の例大祭が、三島町西部地域の11町(西若町、寿町、栄町、泉町、広小路町、緑町、西本町、南町、三好町(みよしちょう)、清住町(きよすみちょう)、加屋町(かやまち))の合同で催行され、しゃぎり奉納と参加町内を練り歩く神輿渡御が執り行われる。この例大祭以降ほぼ2週間置きに市内西部の13の神社で祭礼が行われ、最後の間眠神社の祭礼日(8月1日)になると、いよいよ三嶋大社例大祭近くだと市民の意識が高揚し、8月15日に三嶋大社例大祭を迎える。

三嶋大社例大祭の初日15日が境内撰社若宮神社例祭・普奉納祭・青宮祭・献燈奉告祭、16日が例祭・源頼朝旗揚出陣奉告祭・手筒花火神事と続き、17日は崇敬会大祭・流鏑馬祭・後鎮祭が行われる。また各日、15日は山車としゃぎりの日、16日は伝統芸能の日、17日は踊りの日とそれぞれテーマを設定して、催行されている。

つけ祭りの主体であり特徴となっているのは、かつての三島宿の範囲を中心に行われる山車の引き回し、しゃぎりの演奏、三嶋大社頭での「競り合い」、三嶋大社から広小路駅を経由し楽寿園までの間で繰り広げられる頼朝公行列である。

つけ祭りの特徴としては他に、祭りが当番町制で行われることが挙げられる。江戸時代に記された『当社祭礼町々為取替議定書』には、文化13年(1816)に「三島宿18町を4組の当番に分け、輪番で祭りが行われた」とあり、その制度は現在においても引き継がれている。昭和40年(1965)、高度経済成長とともに町内域の再編成・町名変更が行われた際にも、その組分けは旧町名単位を基本として実施され、現在は29町6組の当番町制となっている。

- 52 -

- 52 -

■新旧対照表

新	旧
<p>(P59)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第2章-1</p> <p>連縄の献上と参拝を受けている。</p> <p>8月15日には、三島大社例大祭の神事として間眠神社の氏子による普奉納祭が行われる。間眠神社の西側には御殿川（ごてんがわ）の旧流路により形成された低湿地帯が広がっていて、菅の産地（三島菅笠）であったと伝えられる。普奉納は三島大社の清祓（きよはらえ）（神事の前後などに、身を清めるために行うはらえ）の代わりに行つたとされるが、その始まりの時期については不明である。明治元年（1868）にこの行事は一時中断するが、昭和16年（1941）に復活した。今では、普奉納祭が行われると本格的に市民参加のつけ祭りが始まると言われている。</p> <p>例大祭の神事として執り行われている頼朝公旗掲出陣奉告祭は、平安時代末期の時代考証を経て昭和30年（1955）から行なわれている。当初2年程はこの間眠神社を出発点としたが、その後は真夏に参加する出演者の体力的負担への配慮から三島大社出発へと変更された。</p> <p>おわりに</p> <p>三島大社例大祭とつけ祭りは、三島大社を中心とする市街地の各町内により、地域の連帯感を育む行事として連縄と引き継がれている。これを支える環境として、三島大社を中心とする四辻沿いの歴史的なまち並みや周辺集落の情景があり、過去から現在まで、住民が最も大切にしてきた「地域の誇り」に繋がっている。三島大社と周辺地域を舞台とする例大祭とつけ祭りにかける人々の心意気は、伝統を継承しつつ自分たちの手で祭典を作り上げる楽しさを大事にしたいという願いとともに祭りを大いに盛り上げ、さらに、しゃぎり保存会の想い・活動に繋がって、地域の子どもたちを育成する一助となっており、これが例大祭とつけ祭りを継続してゆく大きな原動力となっているのである。</p> <p>毎年、春の終わり頃になると、夕方、各町内の神社や公園などでしゃぎりを練習する音が聞こえ始める。この子どもたちや保存会が行う練習風景は、三島の初夏の風物詩である。そして、しゃぎり演奏の本番である三島大社例大祭とつけ祭り（三島大祭り）では、三島大社が執り行う諸神事と山車の引き回しや農兵節パレードなどに代表される市民参加のつけ祭りが三島大社社頭を中心とする市街地と一体となって、良好な歴史的風致を形成している。</p>	<p>(P59)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第2章-1</p> <p>連縄の献上と参拝を受けている。</p> <p>8月15日には、三島大社例大祭の神事として間眠神社の氏子による普奉納祭が行われる。間眠神社の西側には御殿川（ごてんがわ）の旧流路により形成された低湿地帯が広がっていて、菅の産地（三島菅笠）であったと伝えられる。普奉納は三島大社の清祓（きよはらえ）（神事の前後などに、身を清めるために行うはらえ）の代わりに行つたとされるが、その始まりの時期については不明である。明治元年（1868）にこの行事は一時中断するが、昭和16年（1941）に復活した。今では、普奉納祭が行われると本格的に市民参加のつけ祭りが始まると言われている。</p> <p>例大祭の神事として執り行われている頼朝公旗掲出陣奉告祭は、平安時代末期の時代考証を経て昭和30年（1955）から行なわれている。当初2年程はこの間眠神社を出発点としたが、その後は真夏に参加する出演者の体力的負担への配慮から三島大社出発へと変更された。</p> <p>おわりに</p> <p>三島大社例大祭とつけ祭りは、三島大社を中心とする市街地の各町内により、地域の連帯感を育む行事として連縄と引き継がれている。これを支える環境として、三島大社を中心とする四辻沿いの歴史的なまち並みや周辺集落の情景があり、過去から現在まで、住民が最も大切にしてきた「地域の誇り」に繋がっている。三島大社と周辺地域を舞台とする例大祭とつけ祭りにかける人々の心意気は、伝統を継承しつつ自分たちの手で祭典を作り上げる楽しさを大事にしたいという願いとともに祭りを大いに盛り上げ、さらに、しゃぎり保存会の想い・活動に繋がって、地域の子どもたちを育成する一助となっており、これが例大祭とつけ祭りを継続してゆく大きな原動力となっているのである。</p> <p>毎年、春の終わり頃になると、夕方、各町内の神社や公園などでしゃぎりを練習する音が聞こえ始める。この子どもたちや保存会が行う練習風景は、三島の初夏の風物詩である。そして、しゃぎり演奏の本番である三島大社例大祭とつけ祭り（三島夏まつり）では、三島大社が執り行う諸神事と山車の引き回しや農兵節パレードなどに代表される市民参加のつけ祭りが三島大社社頭を中心とする市街地と一体となって、良好な歴史的風致を形成している。</p>

■新旧对照表

■新旧対照表

新	旧
<p>(P109)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第3章</p> <p>(3) 伝統を反映した人々の活動に関する課題</p> <p>三嶋大社例大祭では、市内 29 町が 6 組に分かれて当番制で山車を曳き、しゃぎりを演奏している。三島囃子保存会あるいは各町内で愛好会等を結成し、しゃぎりの継承に努めている。また、子ども会において「子どもしゃぎり」の練習を行い、例大祭で演奏することにより、次世代への継承も図っている。ただ、少子高齢化による人口減少や、地域コミュニティの希薄化などの要因によって、今後担い手が不足していく恐れがある。また、しゃぎりは音量が大きく、例大祭前の3ヶ月ほどの練習期間に音に関する苦情が出ることがあり、住民の多様化、意識の変化にも対応する必要がある。</p> <p>周辺市街地で行なわれている地域信仰に基づく祭典についても、少子高齢化による人口減少や、地域コミュニティの希薄化などの要因によって、担い手が不足している。また、新たな人口の流入によって、古くからのコミュニティが変化し、学校行事として行われていた地域の祭りが行われなくなった地域もあり、後世への継承が課題である。</p> <p> 写真 三嶋大祭りでの子どもしゃぎり大会</p> <p> 写真 清住町しゃぎりの練習風景</p>	<p>(P109)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第3章</p> <p>(3) 伝統を反映した人々の活動に関する課題</p> <p>三嶋大社例大祭では、市内 29 町が 6 組に分かれて当番制で山車を曳き、しゃぎりを演奏している。三島囃子保存会あるいは各町内で愛好会等を結成し、しゃぎりの継承に努めている。また、子ども会において「子どもしゃぎり」の練習を行い、例大祭で演奏することにより、次世代への継承も図っている。ただ、少子高齢化による人口減少や、地域コミュニティの希薄化などの要因によって、今後担い手が不足していく恐れがある。また、しゃぎりは音量が大きく、例大祭前の3ヶ月ほどの練習期間に音に関する苦情が出ることがあり、住民の多様化、意識の変化にも対応する必要がある。</p> <p>周辺市街地で行なわれている地域信仰に基づく祭典についても、少子高齢化による人口減少や、地域コミュニティの希薄化などの要因によって、担い手が不足している。また、新たな人口の流入によって、古くからのコミュニティが変化し、学校行事として行われていた地域の祭りが行われなくなった地域もあり、後世への継承が課題である。</p> <p> 写真 三島夏まつりでの子どもしゃぎり大会</p> <p> 写真 清住町しゃぎりの練習風景</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P110)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第3章</p> <p>(4) まち並みと景観形成に関する課題</p> <p>三島市域においては、平成13年（2001）6月に三島市景観条例を施行し、良好な景観の形成に努めている。また、特に細やかに建築物等の誘導を図る必要がある地区においては、三島市景観条例に基づく景観重点整備地区に指定しており、定められた地区景観形成基準に適合する場合は、事業費の一部を補助し、景観形成を進めている。景観重点整備地区は、平成29年度までに6地区を指定し、地区住民の意識の向上を図りつつ、地区的特性にあわせた景観形成に取り組んでいるが、市街地全体では景観形成の取組みが十分であるとは言い難い。</p> <p>また、屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であることから、三島市では、静岡県屋外広告物条例の運用に代わって平成24年（2012）4月に三島市屋外広告物条例を施行し、本市の景観と調和する屋外広告物の誘導に努めている。また、三島大社が接する大通り商店街の一定区間においては、良好かつ個性ある商店街の景観創出のために、平成22年（2010）～平成25年（2013）にかけて、商店街と地元高校生との協働により、統一感と連続性を備えた特徴的な店舗看板のデザイン検討及び掲出が進められた。このような取組みが見られるものの、三島大社の周辺は中心市街地であり商業活動が活発なことから、多くの屋外広告物があふれ、周囲と調和しないデザインや色彩のものもあり、条例により一層の周知と活用による歴史的資源と調和する屋外広告物の誘導が課題である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真 主要地方道三島裾野線沿道の屋外広告物の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真 主要地方道三島富士線（大通り商店街）の屋外広告物の様子</p> </div> </div>	<p>(P110)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第3章</p> <p>(4) まち並みと景観形成に関する課題</p> <p>三島市域においては、平成13年（2001）6月に三島市景観条例を施行し、良好な景観の形成に努めている。また、特に細やかに建築物等の誘導を図る必要がある地区においては、三島市景観条例に基づく景観重点整備地区に指定しており、定められた地区景観形成基準に適合する場合は、事業費の一部を補助し、景観形成を進めている。景観重点整備地区は、平成27年度までに5地区を指定し、地区住民の意識の向上を図りつつ、地区的特性にあわせた景観形成に取り組んでいるが、市街地全体では景観形成の取組みが十分であるとは言い難い。</p> <p>また、屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であることから、三島市では、静岡県屋外広告物条例の運用に代わって平成24年（2012）4月に三島市屋外広告物条例を施行し、本市の景観と調和する屋外広告物の誘導に努めている。また、三島大社が接する大通り商店街の一定区間においては、良好かつ個性ある商店街の景観創出のために、平成22年（2010）～平成25年（2013）にかけて、商店街と地元高校生との協働により、統一感と連続性を備えた特徴的な店舗看板のデザイン検討及び掲出が進められた。このような取組みが見られるものの、三島大社の周辺は中心市街地であり商業活動が活発なことから、多くの屋外広告物があふれ、周囲と調和しないデザインや色彩のものもあり、条例により一層の周知と活用による歴史的資源と調和する屋外広告物の誘導が課題である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真 主要地方道三島裾野線沿道の屋外広告物の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真 主要地方道三島富士線（大通り商店街）の屋外広告物の様子</p> </div> </div>

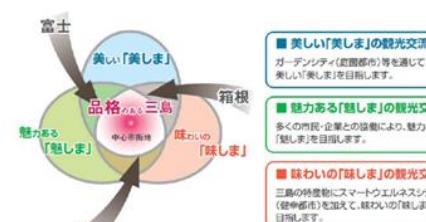
■新旧対照表

新	旧
<p>(P113)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第3章</p> <p>(2) 第2次三島市都市計画マスター プラン</p> <p>第4次三島市総合計画の将来都市像を実現するため、第2次三島市都市計画マスター プランでは、交通結節点としての利便性や本市の貴重な資源である湧水・緑・歴史・文化を活用した魅力あるまちづくりを進め、にぎわいと活力があり、安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広域拠点都市としての機能が充実したまちづくり ● やすらぎと魅力あるまちづくり ● 歩いて楽しく、安心して暮らせるまちづくり ● 都市的手地利用と自然的手地利用が共生したまちづくり ● 環境にやさしいまちづくり ● 協働で進めるまちづくり ● 人口減少社会・超高齢社会への対応が図られたまちづくり <p>を目標とする将来都市像としている。</p> <p>「やすらぎと魅力あるまちづくり」の実現にあたっては、本市の象徴である湧水と豊かな緑、地域資源を生かしたやすらぎと魅力ある都市環境を形成するため、良質な景観づくりを促進することとしており、都市環境基本計画の中で景観及び歴史まちづくりの基本方針を定め、これに基づく景観及び歴史まちづくり形態に取り組んでいる。</p> <p>また、地域別構想では、宿場町から発展した中心市街地を含む旧三島町地域では、将来像の一つである「癒しと味わいと魅力を感じるまち」を実現するため、同地域の整備方針として、三鷹唇師の館はじめとした歴史的建造物の修復や歴史的風致である市街地のせせらぎなどを生かしたまち並み修景により、歴史的・文化的資源を生かしたまち並み景観づくりを進めるなどを位置付けていく。</p> 	<p>(P113)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第3章</p> <p>(2) 第2次三島市都市計画マスター プラン</p> <p>第4次三島市総合計画の将来都市像を実現するため、第2次三島市都市計画マスター プランでは、交通結節点としての利便性や本市の貴重な資源である湧水・緑・歴史・文化を活用した魅力あるまちづくりを進め、にぎわいと活力があり、安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広域拠点都市としての機能が充実したまちづくり ● やすらぎと魅力あるまちづくり ● 歩いて楽しく、安心して暮らせるまちづくり ● 都市的手地利用と自然的手地利用が共生したまちづくり ● 環境にやさしいまちづくり ● 協働で進めるまちづくり <p>を目標とする将来都市像としている。</p> <p>「やすらぎと魅力あるまちづくり」の実現にあたっては、本市の象徴である湧水と豊かな緑、地域資源を生かしたやすらぎと魅力ある都市環境を形成するため、良質な景観づくりを促進することとしており、都市環境基本計画の中で景観の基本方針を定め、これに基づく景観形成に取り組んでいく。</p> <p>また、地域別構想では、宿場町から発展した中心市街地を含む旧三島町地域では、将来像の一つである「癒しと味わいと魅力を感じるまち」を実現するため、同地域の整備方針として、三鷹大社やその周辺にある昭和初期の看板建築の建造物、国分寺などの市街地に分布する歴史的資源を市街地の湧水や緑と結び、歴史や文化、水辺と緑を生かしたまちづくりを進めることを位置付けている。</p> 

■新旧対照表

新	旧
<p>(P115)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第3章</p> <p>(4) 三島市中心市街地活性化基本計画</p> <p>今後の三島駅周辺のまちづくりのイメージを示すものとして策定した「三島駅周辺グランドデザイン」のまちづくりのイメージを共有し、中心市街地の活性策を具現化するものとして「中心市街地活性化基本計画」を平成24年（2012）に策定している。</p> <p>同計画では、「安定した経済基盤による、水と緑と歴史文化を活かした品格ある都市を目指して」を目標に、中心市街地の活性化に向けたテーマの一つとして、「産業・歴史・文化による地域活性化」にぎわいある美しいまち 交流と回遊がにぎわいをつくる」を設定している。これを実現するための基本方針として、「地域資源を活かした観光促進と美しく品格のあるまちづくり」を定め、三島市が誇る豊富な水や緑、歴史や文化などの地域資源を更に活用していくことで、中心市街地の活性化を促していくこととしている。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(5) ガーデンシティみしまアクションプラン</p> <p>水と緑という三島の宝に「花」を加え、さらに歴史や文化と融合させることで、まちとしての品格を高め、産業や観光の振興を図ることや、活動を通じた絆づくりに役立てることを目的に「ガーデンシティみしまプロジェクト」を進めている。この取組みをより一層推進するため、民間団体等で構成され、三島市も参加している「ガーデンシティみしま推進会」が中心となり、「ガーデンシティみしまアクションプラン」を策定している。</p> <p>同プランでは、「I 美しく、潤いのある街をつくる」、「II 地域の絆づくりの機会とする」、「III 産業振興・観光振興を推進する」という策定目的を果たすため、5つのプロジェクトを立てている。そのうちの1つ「中心市街地から郊外へ繋ぐ空間を拡大します」では、三島駅・三島大社・広小路駅のトライアングルの中を緑のテーマパークにすること、</p>	<p>(P115)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第3章</p> <p>(4) 三島市中心市街地活性化基本計画</p> <p>今後の三島駅周辺のまちづくりのイメージを示すものとして策定した「三島駅周辺グランドデザイン」のまちづくりのイメージを共有し、中心市街地の活性策を具現化するものとして「中心市街地活性化基本計画」を平成24年（2012）に策定している。</p> <p>同計画では、「安定した経済基盤による、水と緑と歴史文化を活かした品格ある都市を目指して」を目標に、中心市街地の活性化に向けたテーマの一つとして、「産業・歴史・文化による地域活性化」にぎわいある美しいまち 交流と回遊がにぎわいをつくる」を設定している。これを実現するための基本方針として、「地域資源を活かした観光促進と美しく品格のあるまちづくり」を定め、三島市が誇る豊富な水や緑、歴史や文化などの地域資源を更に活用していくことで、中心市街地の活性化を促していくこととしている。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(5) ガーデンシティみしまアクションプラン</p> <p>水と緑という三島の宝に「花」を加え、さらに歴史や文化と融合させることで、まちとしての品格を高め、産業や観光の振興を図ることや、活動を通じた絆づくりに役立てることを目的に「ガーデンシティみしまプロジェクト」を進めている。この取組みをより一層推進するため、民間団体等で構成され、三島市も参加している「ガーデンシティみしま推進会」が中心となり、「ガーデンシティみしまアクションプラン」を策定している。</p> <p>同プランでは、「I 美しく、潤いのある街をつくる」、「II 地域の絆づくりの機会とする」、「III 産業振興・観光振興を推進する」という策定目的を果たすため、4つの戦略を立てているが、そのうちの1つ「3 緊密な空間の創出戦略」では、その具体的な戦術として、歴史的な建造物等や自然が豊かな楽寿園を市のシンボル的な拠点（セントラルバ</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P116)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第3章</p> <p>「ガーデンシティで稼ぐ力をつけてます」では、自然が豊かな楽寿園を核とした民間による取り組みに対し支援することなどを位置付けている。</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <p>策定の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> I 美しく、潤いのある街をつくる II 地域の活性づくりの機会とする III 産業振興・観光振興を推進する </div> <div style="flex: 1; margin-left: 20px;">  <p>▲楽寿園</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>目的を果たすための5つのプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ヨミのない街をみんなで創ります 市民一人ひとりが「花魁の市民」をすすめます 中心市街地から郊外へ通し空間を拡大します ガーデンシティで稼ぐ力をつけてます 東京オリンピック・パラリンピックに向けPRします </div> <p>(6) 三島市観光戦略アクションプラン</p> <p>美しい「美しま」、魅力ある「魅しま」、味わいのある「味しま」を生かした「インパウンドに向けた稼ぐ観光」への転換と観光交流人口800万人を目指し、新たな観光施策の推進と実効性のある事業展開を図るために、「三島市観光戦略アクションプラン」を策定している。</p> <p>同プランでは、「観光交流人口800万人」という目標を達成するため、7つのプログラムを立てている。そのうち「文化プログラムにより、インパウンドへの対応を図る」では、「三島夏まつり」を「三島大祭り」の愛称に変更し、地域のまつりとして充実を図ることやオリンピックに向けた文化プログラムの構築、「小田原・箱根地区や伊豆地域との連携により集客を図る」では、山中城跡や箱根旧街道などの箱根八里を活用した取り組みを進めることなどが位置付けられている。</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <p>観光戦略セッションプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ガーデンシティプロジェクトによる回遊性の向上 健康観光・スポーツ観光による健康ビジネスの向上 観光施設を活用し、集客の強化するイベントを行う 「食」を通じた地域ブランドを推進し、付加価値の開拓商品販売の展開を行う メディアを活用したシティプロモーションの実施 小田原・箱根地区や伊豆地域との連携により集客を図る 文化プログラムにより、インパウンドへの対応を図る </div> </div> <p style="text-align: center;">- 116 -</p>	<p>(P116)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第3章</p> <p>一ク)として活用し、市街地の回遊性を向上させること、また、史跡山中城跡については、その再整備や、周囲の花や草木の効果的な植栽により、四季を通じて楽しめるエリアを創出していくなどを位置付けている。</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <p>策定の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> I 美しく、潤いのある街をつくる II 地域の活性づくりの機会とする III 産業振興・観光振興を推進する </div> <div style="flex: 1; margin-left: 20px;">  <p>▲楽寿園</p> </div> <div style="flex: 1; margin-left: 20px;">  <p>▼山中城跡</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>目的を果たすための4つの戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民力強化戦略 みしまのブランド戦略 楽しむ空間の創出戦略 ガーデンシティみしま広報戦略 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>戦略① セントラルパークとしての楽寿園の活用</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>戦略② 四季を通じて楽しめるエリアの創出</p> </div> </div> <p>(6) 三島市観光戦略アクションプラン</p> <p>美しい「美しま」、魅力ある「魅しま」、味わいのある「味しま」を生かした「品格のある三島」の実現と観光交流人口700万人を目指し、新たな観光施策の推進と実効性のある事業展開を図るために、「三島市観光戦略アクションプラン」を策定している。</p> <p>同プランでは、「観光交流人口700万人」という目標を達成するため、8つの戦略を立てているが、そのうちの1つ「戦略3 歴史を活かした集客戦略」では、「三島夏まつりの充実」、「三島大社を核とする集客の拡大」、「源頼朝をテーマとした観光の充実」、「伝統芸能PR事業」、「箱根旧街道の歴史探訪」、「山中城跡の歴史の活用」、「向山古墳群の活用」、「逸話・伝承・歴史資源の掘り起こしと活用」など、歴史と文化を生かした祭りやイベントを生かした観光を開拓していくこととしている。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> <p style="text-align: center;">- 116 -</p>

■新旧対照表

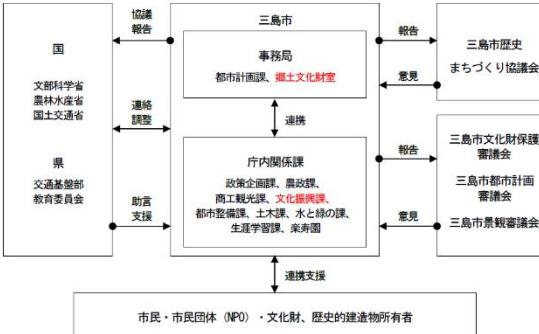
新	旧
(P119)	(P119)

三島市歴史的風致維持向上計画 第3章

4 計画の推進体制

歴史的風致の維持向上を図るために、様々な分野の多岐にわたる施策を実施する必要があり、関係各課との意識と情報の共有が不可欠である。このようのことから、本計画の推進体制は、本計画策定に主体的に係る都市計画課と**郷土文化財室**が担当し、各事業担当課と府内の横断的な連携を図りつつ、本計画の総合的かつ効果的な進行を図る。

また、三島市歴史まちづくり協議会は、計画の円滑な実施に係る連絡調整や計画変更の協議を行うとともに、三島市文化財保護審議会、三島市都市計画審議会、三島市景観審議会は、それぞれの所轄する事項について協議を行い、計画を推進する。



```

graph TD
    subgraph National [国]
        文部科学省
        農林水産省
        國土交通省
    end
    subgraph Prefectural [県]
        交通基盤部
        教育委員会
    end
    City[三島市  
事務局  
都市計画課、郷土文化財室]
    Coordination[三島市歴史  
まちづくり協議会]
    Agency[三島市文化財保護  
審議会]
    UrbanPlanning[三島市都市計画  
審議会]
    Landscape[三島市景観審議会]
    Citizen[N・市民団体 (NPO) ・文化財、歴史的建造物所有者]

    National <--> City
    National <--> Coordination
    National <--> Agency
    National <--> UrbanPlanning
    National <--> Landscape
    National <--> Citizen
    Prefectural <--> City
    Prefectural <--> Coordination
    Prefectural <--> Agency
    Prefectural <--> UrbanPlanning
    Prefectural <--> Landscape
    Prefectural <--> Citizen
    City <--> Coordination
    City <--> Agency
    City <--> UrbanPlanning
    City <--> Landscape
    City <--> Citizen
    Coordination <--> Agency
    Coordination <--> UrbanPlanning
    Coordination <--> Landscape
    Coordination <--> Citizen
    Agency <--> UrbanPlanning
    Agency <--> Landscape
    Agency <--> Citizen
    UrbanPlanning <--> Landscape
    UrbanPlanning <--> Citizen
    Landscape <--> Citizen

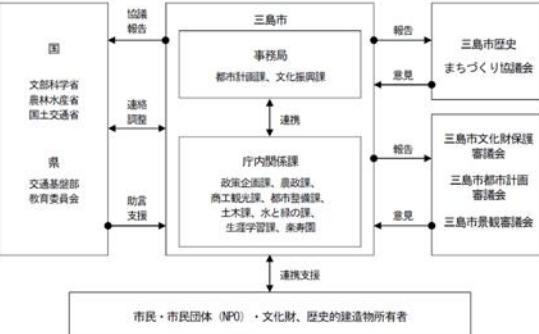
```

三島市歴史的風致維持向上計画 第3章

4 計画の推進体制

歴史的風致の維持向上を図るために、様々な分野の多岐にわたる施策を実施する必要があり、関係各課との意識と情報の共有が不可欠である。このようのことから、本計画の推進体制は、本計画策定に主体的に係る都市計画課と文化振興課が担当し、各事業担当課と府内の横断的な連携を図りつつ、本計画の総合的かつ効果的な進行を図る。

また、三島市歴史まちづくり協議会は、計画の円滑な実施に係る連絡調整や計画変更の協議を行うとともに、三島市文化財保護審議会、三島市都市計画審議会、三島市景観審議会は、それぞれの所轄する事項について協議を行い、計画を推進する。



```

graph TD
    subgraph National [国]
        文部科学省
        農林水産省
        國土交通省
    end
    subgraph Prefectural [県]
        交通基盤部
        教育委員会
    end
    City[三島市  
事務局  
都市計画課、文化振興課]
    Coordination[三島市歴史  
まちづくり協議会]
    Agency[三島市文化財保護  
審議会]
    UrbanPlanning[三島市都市計画  
審議会]
    Landscape[三島市景観審議会]
    Citizen[N・市民団体 (NPO) ・文化財、歴史的建造物所有者]

    National <--> City
    National <--> Coordination
    National <--> Agency
    National <--> UrbanPlanning
    National <--> Landscape
    National <--> Citizen
    Prefectural <--> City
    Prefectural <--> Coordination
    Prefectural <--> Agency
    Prefectural <--> UrbanPlanning
    Prefectural <--> Landscape
    Prefectural <--> Citizen
    City <--> Coordination
    City <--> Agency
    City <--> UrbanPlanning
    City <--> Landscape
    City <--> Citizen
    Coordination <--> Agency
    Coordination <--> UrbanPlanning
    Coordination <--> Landscape
    Coordination <--> Citizen
    Agency <--> UrbanPlanning
    Agency <--> Landscape
    Agency <--> Citizen
    UrbanPlanning <--> Landscape
    UrbanPlanning <--> Citizen
    Landscape <--> Citizen

```

- 119 -

- 119 -

■新旧対照表

新	旧
(P127)	(P127)

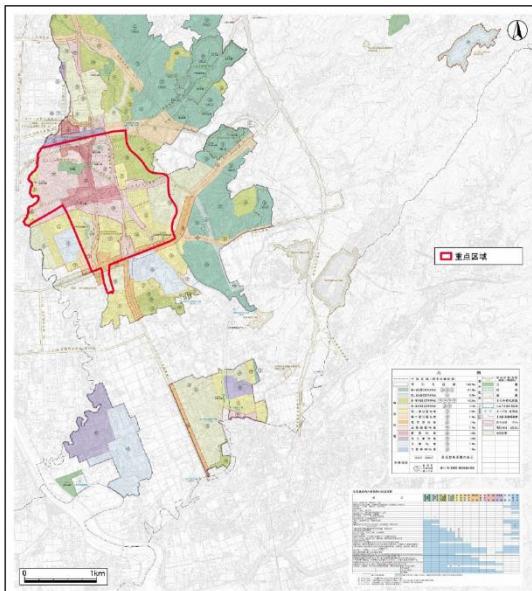
三島市歴史的風致維持向上計画 第4章

4 良好的な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画法との連携

本市の都市計画は、行政区である 6,202ha が「東駿河湾広域都市計画区域」に指定されており、線引きにより市街化区域が **1,366.8ha**、市街化調整区域が **4,835.2ha** となって いる。

市街化区域は、東海道、甲州道、下田街道が交わる交通の要衝地である中心市街地であ り、概ね JR 三島駅南側から三島大社や市役所付近まで商業地域、近隣商業地域の商業系



■重点区域内の用途地域図

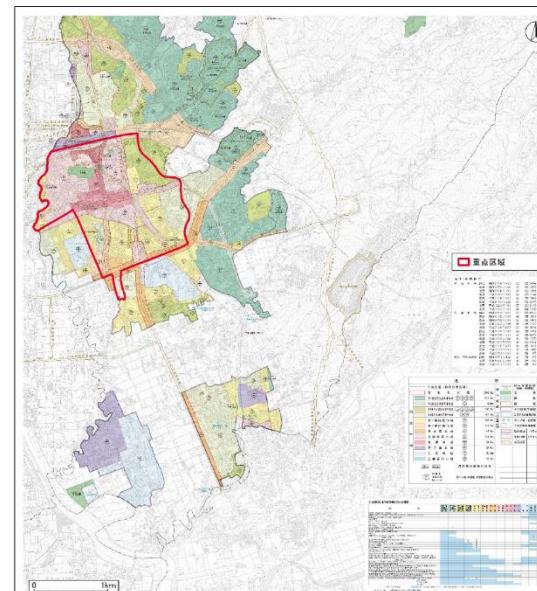
三島市歴史的風致維持向上計画 第4章

4 良好的な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画法との連携

本市の都市計画は、行政区である 6,202ha が「東駿河湾広域都市計画区域」に指定さ れており、線引きにより市街化区域が **1,346ha**、市街化調整区域が **4,867ha** (市街化区域 と調査区域の合計は、変更手続き前のため **6,213ha**) となっている。

市街化区域は、東海道、甲州道、下田街道が交わる交通の要衝地である中心市街地であ り、概ね JR 三島駅南側から三島大社や市役所付近まで商業地域、近隣商業地域の商業系

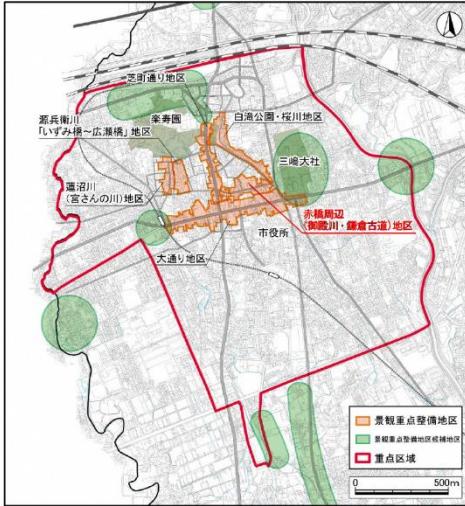


■重点区域内の用途地域図

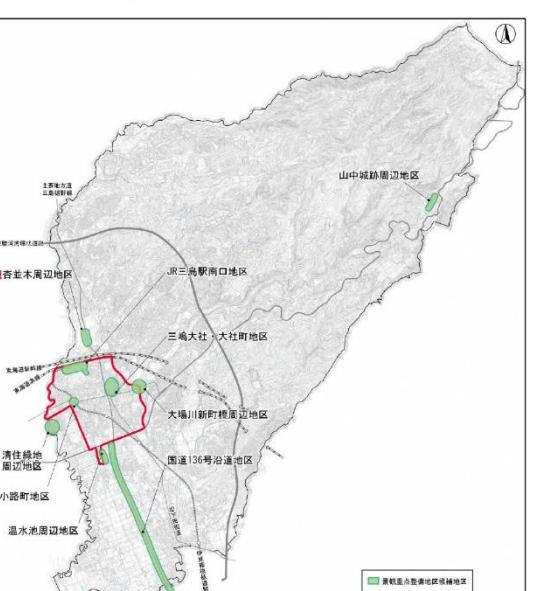
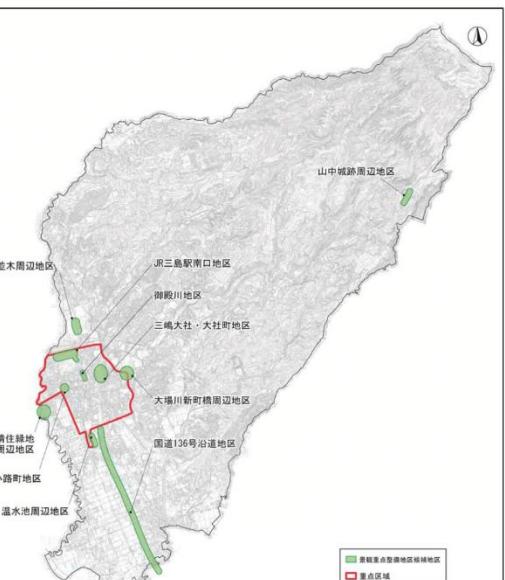
■新旧対照表

新	旧
<p>(P128)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第4章</p> <p>用途地域が広がり、賑わいある都市空間が形成されている。商業系用途地域の北側及び東側は第一種住居系用途地域が広がり、一部では地区計画も指定し、低密度で落ち着きのある住宅市街地が形成されている。このような現行の用途地域区分に基づき、適切な土地利用を誘導することにより、中心市街地としての都市機能の集積と良好な居住環境の形成との両立を図っている。</p> <p>また、JR 三島駅の南側にある楽寿園のうち、楽寿館、梅御殿、小浜池（こはまいけ）などを含む 5.1ha が、昭和 49 年（1974）に総合公園として都市計画決定しており、本市の都市施設として、維持管理を行っている。</p> <p>さらに、歴史的風致と調和した良好な住環境の形成と美しく品格のあるまちづくりを進めていくため、建築物の高さ制限について検討していく。</p> <p>（2）三島市景観計画等との連携</p> <p>本市は、平成 12 年（2000）11 月に「三島市都市景観条例」を制定し、平成 13 年（2001）5 月に「三島市都市景観形成基本計画」を策定し、三島市の景観特性を踏まえた良好な景観形成を、市独自で進めてきた。</p> <p>平成 16 年（2004）の景観法制定を契機として、平成 18 年（2006）2 月に県知事の同意を得て「景観行政團体」となり、平成 21 年（2009）に「三島市都市景観条例」から「三島市景観条例」に改正するとともに、三島市景観形成基本計画の改訂及び三島市景観計画を策定した。</p> <p>景観計画では、市内全域を景観計画区域として設定、市域を 6 つのゾーンに区分し、地域特性にあわせた景観形成の方針や建築物等の景観形成の方針、眺望地点に関する方針を定め、大規模建築物の行為の制限や景観重点整備地区を定めている。</p> <p>景観重点整備地区は、景観形成基本計画において候補地区を設定しており、そのうち 6 つの地区について、平成 29 年度までに該当地域の住民との合意形成を図りながら、それぞれ地域特性を踏まえた景観形成基準を定め、景観重点整備地区に指定している。既決定である 6 つの景観重点整備地区は、本市の特徴的な構成要素である「せせらぎ」と調和する景観形成を進めるための景観重点整備地区として「源兵衛川「いざみ橋～広瀬橋」地区」、「白滝（しらたき）公園・桜川地区」、「蓮沼川（宮さんの川）地区」を指定している。また、三鷹大社や看板建築等の歴史的な建造物と調和する商店街の景観形成を進める地区として「大通り地区」を指定するとともに、「白滝公園・桜川地区」と「大通り地区」を結び、回遊性の向上に寄与する景観形成を進める地区として「芝町（しばちょう）通り地区」、「赤橋周辺（御殿川・鎌倉古道）地区」を指定している。</p> <p>今後は、景観形成施策と事業推進の両輪で歴史的風致の維持向上を進めることを基本とし、景観形成基本計画に位置付けられており、未だ指定していない景観重点整備地区的候補地区について、順次追加指定を進めていく。</p>	<p>(P128)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第4章</p> <p>用途地域が広がり、賑わいある都市空間が形成されている。商業系用途地域の北側及び東側は第一種住居系用途地域が広がり、一部では地区計画も指定し、低密度で落ち着きのある住宅市街地が形成されている。このような現行の用途地域区分に基づき、適切な土地利用を誘導することにより、中心市街地としての都市機能の集積と良好な居住環境の形成との両立を図っている。</p> <p>また、JR 三島駅の南側にある楽寿園のうち、楽寿館、梅御殿、小浜池（こはまいけ）などを含む 5.1ha が、昭和 49 年（1974）に総合公園として都市計画決定しており、本市の都市施設として、維持管理を行っている。</p> <p>さらに、歴史的風致と調和した良好な住環境の形成と美しく品格のあるまちづくりを進めていくため、建築物の高さ制限について検討していく。</p> <p>（2）三島市景観計画等との連携</p> <p>本市は、平成 12 年（2000）11 月に「三島市都市景観条例」を制定し、平成 13 年（2001）5 月に「三島市都市景観形成基本計画」を策定し、三島市の景観特性を踏まえた良好な景観形成を、市独自で進めてきた。</p> <p>平成 16 年（2004）の景観法制定を契機として、平成 18 年（2006）2 月に県知事の同意を得て「景観行政團体」となり、平成 21 年（2009）に「三島市都市景観条例」から「三島市景観条例」に改正するとともに、三島市景観形成基本計画の改訂及び三島市景観計画を策定した。</p> <p>景観計画では、市内全域を景観計画区域として設定、市域を 6 つのゾーンに区分し、地域特性にあわせた景観形成の方針や建築物等の景観形成の方針、眺望地点に関する方針を定め、大規模建築物の行為の制限や景観重点整備地区を定めている。</p> <p>景観重点整備地区は、景観形成基本計画において候補地区を設定しており、そのうち 5 つの地区について、平成 27 年度までに該当地域の住民との合意形成を図りながら、それぞれ地域特性を踏まえた景観形成基準を定め、景観重点整備地区に指定している。既決定である 5 つの景観重点整備地区は、本市の特徴的な構成要素である「せせらぎ」と調和する景観形成を進めるための景観重点整備地区として「源兵衛川「いざみ橋～広瀬橋」地区」、「白滝（しらたき）公園・桜川地区」、「蓮沼川（宮さんの川）地区」を指定している。また、三鷹大社や看板建築等の歴史的な建造物と調和する商店街の景観形成を進める地区として「大通り地区」を指定するとともに、「白滝公園・桜川地区」と「大通り地区」を結び、回遊性の向上に寄与する景観形成を進める地区として「芝町（しばちょう）通り地区」を指定している。</p> <p>今後は、景観形成施策と事業推進の両輪で歴史的風致の維持向上を進めることを基本とし、景観形成基本計画に位置付けられており、未だ指定していない景観重点整備地区的候補地区について、順次追加指定を進めていく。</p>

■新旧対照表

新	旧
(P129) <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第4章</p>  <p>■景観重点整備地区位置図</p>	(P129) <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第4章</p>  <p>■景観重点整備地区位置図</p>

■新旧对照表

新 (P130)	旧 (P130)
<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第4章</p>  <p>■景観重点整備地区候補地区位置図</p> <p>(3) 三島市屋外広告物条例との連携</p> <p>屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であることから、これまでの静岡県屋外広告物条例による屋外広告物の規制・誘導から、本市の特徴を踏まえた規制・誘導を進めるために、平成24年(2012)4月に三島市屋外広告物条例を施行した。</p> <p>三島市屋外広告物条例においては、市街地の広がりや地域特性から市域を4つに区分し、屋外広告物の許可基準を設定している。また、三島市屋外広告物条例に基づく屋外広告物誘導整備地区として、平成27年(2015)3月に「東駿河湾環状線沿道地区」、平成29年</p>	<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第4章</p>  <p>■景観重点整備地区候補地区位置図</p> <p>(3) 三島市屋外広告物条例との連携</p> <p>屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であることから、これまでの静岡県屋外広告物条例による屋外広告物の規制・誘導から、本市の特徴を踏まえた規制・誘導を進めるために、平成24年(2012)4月に三島市屋外広告物条例を施行した。</p> <p>三島市屋外広告物条例においては、市街地の広がりや地域特性から市域を4つに区分し、屋外広告物の許可基準を設定している。また、東駿河湾環状線沿道は、平成27年(2015)3月に三島市屋外広告物条例に基づく屋外広告物誘導整備地区に指定し、案内看板の設置</p>

■新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(P131)	(P131)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第4章</p> <p>(2017) 12月に「三島大社周辺地区」の2つの地区を指定し、案内図板等の設置許可基準の強化をしてきた。</p> <p>今後は、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業の実施地区においては、屋外広告物誘導整備地区の追加指定を行いつつ、重点区域内ができる限り屋外広告物誘導整備地区に指定されることを目指し、歴史的風致の向上に寄与するよう、屋外広告物を規制・誘導する。あわせて、三島市屋外広告物条例の周知に取り組むとともに、市民や事業者の意識の向上を図り、本市の良好な景観の保全や形成を目指していく。</p> <p>■屋外広告物の規制地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">特別規制地域</td> <td style="width: 30%;">第1種特別規制地域</td> <td>良好な住宅地が形成された地域や、一部の指定文化財の周辺など</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2種特別規制地域</td> <td>新幹線や国道1号、東駿河湾環状道路の沿線など</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">普通規制地域</td> <td style="width: 30%;">第1種普通規制地域</td> <td>特別規制地域、第2種普通規制地域以外の全ての地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2種普通規制地域</td> <td>商業活動が活発な地域</td> </tr> </table> <p>■屋外広告物の種類と許可の関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">第1種特別規制地域</th> <th rowspan="2">第2種特別規制地域</th> <th rowspan="2">第1種普通規制地域</th> <th rowspan="2">第2種普通規制地域</th> <th colspan="4">第1種特別規制地域</th> <th colspan="4">第2種特別規制地域</th> <th colspan="4">第1種普通規制地域</th> <th colspan="4">第2種普通規制地域</th> </tr> <tr> <th>表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要</th> <th>表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要</th> <th>表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要</th> <th>表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要</th> <th>表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要</th> <th>表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要</th> <th>表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要</th> <th>表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要</th> <th>表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">自家広告物</td> <td colspan="4">自己の名称、商標、事業、営業内容等を表示するため、自己の住所、事業所等に表示する広告物 ※いすみゆる店舗の看板など。</td> <td colspan="4">許可不要の面積を越える場合は、全ての広告物について許可申請が必要</td> <td colspan="4">自家広告物</td> <td colspan="4">道標、案内図板その他公衆の利益に供することを目的とする広告物 ※久田や地区などで目的地への案内機能を持つもの。</td> <td colspan="4">一般広告物</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">案内広告物</td> <td colspan="4">道標、案内図板その他公衆の利益に供することを目的とする広告物 ※久田や地区などで目的地への案内機能を持つもの。</td> <td colspan="4">面積に關係なく、全て許可申請が必要</td> <td colspan="4">自家広告物</td> <td colspan="4">自家広告物、案内広告物以外の広告物 ※専用の広告看板など。</td> <td colspan="4">一般広告物</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般広告物</td> <td colspan="4">自家広告物、案内広告物以外の広告物 ※専用の広告看板など。</td> <td colspan="4">表示・設置ができません</td> <td colspan="4">面積に關係なく、全て許可申請が必要</td> <td colspan="4">表示・設置ができません</td> <td colspan="4">面積に關係なく、全て許可申請が必要</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	特別規制地域	第1種特別規制地域	良好な住宅地が形成された地域や、一部の指定文化財の周辺など		第2種特別規制地域	新幹線や国道1号、東駿河湾環状道路の沿線など	普通規制地域	第1種普通規制地域	特別規制地域、第2種普通規制地域以外の全ての地域		第2種普通規制地域	商業活動が活発な地域		第1種特別規制地域	第2種特別規制地域	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域	第1種特別規制地域				第2種特別規制地域				第1種普通規制地域				第2種普通規制地域				表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要	自家広告物	自己の名称、商標、事業、営業内容等を表示するため、自己の住所、事業所等に表示する広告物 ※いすみゆる店舗の看板など。				許可不要の面積を越える場合は、全ての広告物について許可申請が必要				自家広告物				道標、案内図板その他公衆の利益に供することを目的とする広告物 ※久田や地区などで目的地への案内機能を持つもの。				一般広告物																								案内広告物	道標、案内図板その他公衆の利益に供することを目的とする広告物 ※久田や地区などで目的地への案内機能を持つもの。				面積に關係なく、全て許可申請が必要				自家広告物				自家広告物、案内広告物以外の広告物 ※専用の広告看板など。				一般広告物																								一般広告物	自家広告物、案内広告物以外の広告物 ※専用の広告看板など。				表示・設置ができません				面積に關係なく、全て許可申請が必要				表示・設置ができません				面積に關係なく、全て許可申請が必要																								<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第4章</p> <p>許可基準の強化をしてきた。</p> <p>今後は、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業の実施地区においては、屋外広告物誘導整備地区の追加指定を行いつつ、重点区域内ができる限り屋外広告物誘導整備地区に指定されることを目指し、歴史的風致の向上に寄与するよう、屋外広告物を規制・誘導する。あわせて、三島市屋外広告物条例の周知に取り組むとともに、市民や事業者の意識の向上を図り、本市の良好な景観の保全や形成を目指していく。</p> <p>■屋外広告物の規制地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">特別規制地域</td> <td style="width: 30%;">第1種特別規制地域</td> <td>良好な住宅地が形成された地域や、一部の指定文化財の周辺など</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2種特別規制地域</td> <td>新幹線や国道1号、東駿河湾環状道路の沿線など</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">普通規制地域</td> <td style="width: 30%;">第1種普通規制地域</td> <td>特別規制地域、第2種普通規制地域以外の全ての地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2種普通規制地域</td> <td>商業活動が活発な地域</td> </tr> </table> <p>■屋外広告物の種類と許可の関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">第1種特別規制地域</th> <th rowspan="2">第2種特別規制地域</th> <th rowspan="2">第1種普通規制地域</th> <th rowspan="2">第2種普通規制地域</th> <th colspan="4">第1種特別規制地域</th> <th colspan="4">第2種特別規制地域</th> <th colspan="4">第1種普通規制地域</th> <th colspan="4">第2種普通規制地域</th> </tr> <tr> <th>表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要</th> <th>表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要</th> <th>表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要</th> <th>表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要</th> <th>表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要</th> <th>表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要</th> <th>表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要</th> <th>表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要</th> <th>表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">自家広告物</td> <td colspan="4">自己の名称、商標、事業、営業内容等を表示するため、自己の住所、事業所等に表示する広告物 ※いすみゆる店舗の看板など。</td> <td colspan="4">許可不要の面積を越える場合は、全ての広告物について許可申請が必要</td> <td colspan="4">自家広告物</td> <td colspan="4">道標、案内図板その他公衆の利益に供することを目的とする広告物 ※久田や地区などで目的地への案内機能を持つもの。</td> <td colspan="4">一般広告物</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">案内広告物</td> <td colspan="4">道標、案内図板その他公衆の利益に供することを目的とする広告物 ※久田や地区などで目的地への案内機能を持つもの。</td> <td colspan="4">面積に關係なく、全て許可申請が必要</td> <td colspan="4">自家広告物</td> <td colspan="4">自家広告物、案内広告物以外の広告物 ※専用の広告看板など。</td> <td colspan="4">一般広告物</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般広告物</td> <td colspan="4">自家広告物、案内広告物以外の広告物 ※専用の広告看板など。</td> <td colspan="4">表示・設置ができません</td> <td colspan="4">面積に關係なく、全て許可申請が必要</td> <td colspan="4">表示・設置ができません</td> <td colspan="4">面積に關係なく、全て許可申請が必要</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	特別規制地域	第1種特別規制地域	良好な住宅地が形成された地域や、一部の指定文化財の周辺など		第2種特別規制地域	新幹線や国道1号、東駿河湾環状道路の沿線など	普通規制地域	第1種普通規制地域	特別規制地域、第2種普通規制地域以外の全ての地域		第2種普通規制地域	商業活動が活発な地域		第1種特別規制地域	第2種特別規制地域	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域	第1種特別規制地域				第2種特別規制地域				第1種普通規制地域				第2種普通規制地域				表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要	自家広告物	自己の名称、商標、事業、営業内容等を表示するため、自己の住所、事業所等に表示する広告物 ※いすみゆる店舗の看板など。				許可不要の面積を越える場合は、全ての広告物について許可申請が必要				自家広告物				道標、案内図板その他公衆の利益に供することを目的とする広告物 ※久田や地区などで目的地への案内機能を持つもの。				一般広告物																								案内広告物	道標、案内図板その他公衆の利益に供することを目的とする広告物 ※久田や地区などで目的地への案内機能を持つもの。				面積に關係なく、全て許可申請が必要				自家広告物				自家広告物、案内広告物以外の広告物 ※専用の広告看板など。				一般広告物																								一般広告物	自家広告物、案内広告物以外の広告物 ※専用の広告看板など。				表示・設置ができません				面積に關係なく、全て許可申請が必要				表示・設置ができません				面積に關係なく、全て許可申請が必要																							
特別規制地域	第1種特別規制地域	良好な住宅地が形成された地域や、一部の指定文化財の周辺など																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	第2種特別規制地域	新幹線や国道1号、東駿河湾環状道路の沿線など																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
普通規制地域	第1種普通規制地域	特別規制地域、第2種普通規制地域以外の全ての地域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	第2種普通規制地域	商業活動が活発な地域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	第1種特別規制地域	第2種特別規制地域	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域	第1種特別規制地域				第2種特別規制地域				第1種普通規制地域				第2種普通規制地域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
					表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
自家広告物	自己の名称、商標、事業、営業内容等を表示するため、自己の住所、事業所等に表示する広告物 ※いすみゆる店舗の看板など。				許可不要の面積を越える場合は、全ての広告物について許可申請が必要				自家広告物				道標、案内図板その他公衆の利益に供することを目的とする広告物 ※久田や地区などで目的地への案内機能を持つもの。				一般広告物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
案内広告物	道標、案内図板その他公衆の利益に供することを目的とする広告物 ※久田や地区などで目的地への案内機能を持つもの。				面積に關係なく、全て許可申請が必要				自家広告物				自家広告物、案内広告物以外の広告物 ※専用の広告看板など。				一般広告物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
一般広告物	自家広告物、案内広告物以外の広告物 ※専用の広告看板など。				表示・設置ができません				面積に關係なく、全て許可申請が必要				表示・設置ができません				面積に關係なく、全て許可申請が必要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
特別規制地域	第1種特別規制地域	良好な住宅地が形成された地域や、一部の指定文化財の周辺など																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	第2種特別規制地域	新幹線や国道1号、東駿河湾環状道路の沿線など																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
普通規制地域	第1種普通規制地域	特別規制地域、第2種普通規制地域以外の全ての地域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	第2種普通規制地域	商業活動が活発な地域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	第1種特別規制地域	第2種特別規制地域	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域	第1種特別規制地域				第2種特別規制地域				第1種普通規制地域				第2種普通規制地域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
					表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計5平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計10平方メートル以下は許可不要	表示面積の合計20平方メートル以下は許可不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
自家広告物	自己の名称、商標、事業、営業内容等を表示するため、自己の住所、事業所等に表示する広告物 ※いすみゆる店舗の看板など。				許可不要の面積を越える場合は、全ての広告物について許可申請が必要				自家広告物				道標、案内図板その他公衆の利益に供することを目的とする広告物 ※久田や地区などで目的地への案内機能を持つもの。				一般広告物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
案内広告物	道標、案内図板その他公衆の利益に供することを目的とする広告物 ※久田や地区などで目的地への案内機能を持つもの。				面積に關係なく、全て許可申請が必要				自家広告物				自家広告物、案内広告物以外の広告物 ※専用の広告看板など。				一般広告物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
一般広告物	自家広告物、案内広告物以外の広告物 ※専用の広告看板など。				表示・設置ができません				面積に關係なく、全て許可申請が必要				表示・設置ができません				面積に關係なく、全て許可申請が必要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

■新旧対照表

新	旧
<p>(P136)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第5章</p> <p>(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針</p> <p>本市における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、487ヶ所と膨大である。それぞれの遺跡を個別に管理して、文化財保護法に基づく保護（保存・活用）を実践している。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際、届出の必要を周知し、その義務を徹底するとともに、該当する場合は開発事業者との事前調整を経て、試掘・確認調査、発掘調査などで現状把握を行い、その調査結果をもとに、適切な保護措置を静岡県教育委員会に指導・助言を仰ぎながら実施する。</p> <p>(8) 文化財の保存・活用に係る三島市教育委員会の体制に関する方針</p> <p>本市では、文化財に関わる業務は、教育委員会郷土文化財室が担当しており、専門職員として学芸員6名・事務職員2名と臨時職員（学芸員職を含む）6名が携わっている。文化財の保存・活用は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により、教育委員会の職務権限とされているため、郷土文化財室が、歴史的風致の維持向上の取組みを推進していく。</p> <p>また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として三島市文化財保護条例（昭和36年 条例第11号）の規定に基づき、10人以下の学識経験者（地域住民代表を含む）で、三島市文化財保護審議委員会が設置されている。歴史的風致を維持向上する上で、未指定文化財を市指定文化財にする際には、同委員会に諮り指定をしていくこととする。</p> <p>(9) 文化財の保存・活用に係る住民・NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</p> <p>本市の文化財を保存・活用していくためには、三島市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが不可欠である。</p> <p>本市には、地域活動やコミュニティ活動等を行っている市民団体やNPO法人等が多数存在し、地域に根付いた伝統行事等の活性化、文化財を学び知る機会の増加に寄与している。また、文化財の保存・活用、文化財の調査・発信をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体が存在する。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るため、官民協働により担い手育成の支援や、必要な助言・指導などを継続的に行っていく。次頁に三島市の代表的な市民団体やNPO法人等を列記する。</p>	<p>(P136)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第5章</p> <p>(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針</p> <p>本市における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、487ヶ所と膨大である。それぞれの遺跡を個別に管理して、文化財保護法に基づく保護（保存・活用）を実践している。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際、届出の必要を周知し、その義務を徹底するとともに、該当する場合は開発事業者との事前調整を経て、試掘・確認調査、発掘調査などで現状把握を行い、その調査結果をもとに、適切な保護措置を静岡県教育委員会に指導・助言を仰ぎながら実施する。</p> <p>(8) 文化財の保存・活用に係る三島市教育委員会の体制に関する方針</p> <p>本市では、文化財に関わる業務は、教育委員会文化振興課文化財係と三島市郷土資料館が担当しており、専門職員として学芸員5名・事務職員3名と臨時職員（学芸員職を含む）5名が携わっている。文化財の保存・活用は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により、教育委員会の職務権限とされているため、文化振興課及び郷土資料館が、歴史的風致の維持向上の取組みを推進していく。</p> <p>また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として三島市文化財保護条例（昭和36年 条例第11号）の規定に基づき、10人以下の学識経験者（地域住民代表を含む）で、三島市文化財保護審議委員会が設置されている。歴史的風致を維持向上する上で、未指定文化財を市指定文化財にする際には、同委員会に諮り指定をしていくこととする。</p> <p>(9) 文化財の保存・活用に係る住民・NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</p> <p>本市の文化財を保存・活用していくためには、三島市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが不可欠である。</p> <p>本市には、地域活動やコミュニティ活動等を行っている市民団体やNPO法人等が多数存在し、地域に根付いた伝統行事等の活性化、文化財を学び知る機会の増加に寄与している。また、文化財の保存・活用、文化財の調査・発信をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体が存在する。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るため、官民協働により担い手育成の支援や、必要な助言・指導などを継続的に行っていく。次頁に三島市の代表的な市民団体やNPO法人等を列記する。</p>

■新旧対照表

新	旧																																																																																																																											
(P137)	(P137)																																																																																																																											
<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第5章</p> <p>表 三島市の文化財の保存・活用に関わる代表的な団体一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>活動エリア</th><th>活動概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>伊豆史談会</td><td>伊豆地域</td><td>研究報告・伊豆全城の歴史</td></tr> <tr><td>伊豆学研究会</td><td>伊豆地域</td><td>研究報告・伊豆全城の歴史</td></tr> <tr><td>北上郷土史研究会</td><td>北上地区</td><td>研究報告・北上地区的歴史</td></tr> <tr><td>三島宿研究会</td><td>旧三島町地区</td><td>研究報告・三島宿の歴史</td></tr> <tr><td>錦田郷土研究会</td><td>錦田地区</td><td>研究報告・錦田地区の歴史</td></tr> <tr><td>坂地区郷土研究会</td><td>坂地区</td><td>研究報告・西坂地区の歴史</td></tr> <tr><td>中郷郷土研究会</td><td>中郷地区</td><td>研究報告・中郷地区的歴史</td></tr> <tr><td>梅名郷土史研究会</td><td>梅名</td><td>研究報告・梅名地区的歴史</td></tr> <tr><td>大場誌編纂委員会</td><td>大場</td><td>研究報告・大場地区的歴史</td></tr> <tr><td>安久歴史研究会</td><td>安久</td><td>研究報告・安久地区的歴史</td></tr> <tr><td>御門地誌編纂委員会</td><td>御門</td><td>研究報告・御門地区的歴史</td></tr> <tr><td>三島襷子保存会</td><td>三島地域</td><td>技能継承・担い手育成</td></tr> <tr><td>お田打保存会</td><td>三島地域</td><td>技能継承・担い手育成</td></tr> <tr><td>ふるさとガイドの会</td><td>三島地域</td><td>普及啓発・担い手育成</td></tr> <tr><td>三島ゆうすい会</td><td>三島地域</td><td>研究報告・環境保全</td></tr> <tr><td>グラウンドワーク三島</td><td>三島地域</td><td>研究報告・環境保全</td></tr> <tr><td>三島茶碗文化振興会</td><td>三島地域</td><td>普及啓発・地域振興</td></tr> <tr><td>三嶋廻の会</td><td>三島地域</td><td>研究報告・普及啓発</td></tr> <tr><td>みしまお寺めぐりの会</td><td>三島地域</td><td>研究報告・普及啓発</td></tr> <tr><td>ミシマサイコの会</td><td>錦田地区</td><td>研究報告・普及啓発</td></tr> </tbody> </table>	名称	活動エリア	活動概要	伊豆史談会	伊豆地域	研究報告・伊豆全城の歴史	伊豆学研究会	伊豆地域	研究報告・伊豆全城の歴史	北上郷土史研究会	北上地区	研究報告・北上地区的歴史	三島宿研究会	旧三島町地区	研究報告・三島宿の歴史	錦田郷土研究会	錦田地区	研究報告・錦田地区の歴史	坂地区郷土研究会	坂地区	研究報告・西坂地区の歴史	中郷郷土研究会	中郷地区	研究報告・中郷地区的歴史	梅名郷土史研究会	梅名	研究報告・梅名地区的歴史	大場誌編纂委員会	大場	研究報告・大場地区的歴史	安久歴史研究会	安久	研究報告・安久地区的歴史	御門地誌編纂委員会	御門	研究報告・御門地区的歴史	三島襷子保存会	三島地域	技能継承・担い手育成	お田打保存会	三島地域	技能継承・担い手育成	ふるさとガイドの会	三島地域	普及啓発・担い手育成	三島ゆうすい会	三島地域	研究報告・環境保全	グラウンドワーク三島	三島地域	研究報告・環境保全	三島茶碗文化振興会	三島地域	普及啓発・地域振興	三嶋廻の会	三島地域	研究報告・普及啓発	みしまお寺めぐりの会	三島地域	研究報告・普及啓発	ミシマサイコの会	錦田地区	研究報告・普及啓発	<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第5章</p> <p>表 三島市の文化財の保存・活用に関わる代表的な団体一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>活動エリア</th><th>活動概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>伊豆史談会</td><td>伊豆地域</td><td>研究報告・伊豆全城の歴史</td></tr> <tr><td>伊豆学研究会</td><td>伊豆地域</td><td>研究報告・伊豆全城の歴史</td></tr> <tr><td>北上郷土史研究会</td><td>北上地区</td><td>研究報告・北上地区的歴史</td></tr> <tr><td>三島宿研究会</td><td>旧三島町地区</td><td>研究報告・三島宿の歴史</td></tr> <tr><td>錦田郷土研究会</td><td>錦田地区</td><td>研究報告・錦田地区の歴史</td></tr> <tr><td>坂地区郷土研究会</td><td>坂地区</td><td>研究報告・西坂地区の歴史</td></tr> <tr><td>中郷郷土研究会</td><td>中郷地区</td><td>研究報告・中郷地区的歴史</td></tr> <tr><td>梅名郷土史研究会</td><td>梅名</td><td>研究報告・梅名地区的歴史</td></tr> <tr><td>大場誌編纂委員会</td><td>大場</td><td>研究報告・大場地区的歴史</td></tr> <tr><td>安久歴史研究会</td><td>安久</td><td>研究報告・安久地区的歴史</td></tr> <tr><td>御門地誌編纂委員会</td><td>御門</td><td>研究報告・御門地区的歴史</td></tr> <tr><td>三島襷子保存会</td><td>三島地域</td><td>技能継承・担い手育成</td></tr> <tr><td>ふるさとガイドの会</td><td>三島地域</td><td>普及啓発・担い手育成</td></tr> <tr><td>三島ゆうすい会</td><td>三島地域</td><td>研究報告・環境保全</td></tr> <tr><td>グラウンドワーク三島</td><td>三島地域</td><td>研究報告・環境保全</td></tr> <tr><td>三島茶碗文化振興会</td><td>三島地域</td><td>普及啓発・地域振興</td></tr> <tr><td>三嶋廻の会</td><td>三島地域</td><td>研究報告・普及啓発</td></tr> <tr><td>みしまお寺めぐりの会</td><td>三島地域</td><td>研究報告・普及啓発</td></tr> <tr><td>ミシマサイコの会</td><td>錦田地区</td><td>研究報告・普及啓発</td></tr> </tbody> </table>	名称	活動エリア	活動概要	伊豆史談会	伊豆地域	研究報告・伊豆全城の歴史	伊豆学研究会	伊豆地域	研究報告・伊豆全城の歴史	北上郷土史研究会	北上地区	研究報告・北上地区的歴史	三島宿研究会	旧三島町地区	研究報告・三島宿の歴史	錦田郷土研究会	錦田地区	研究報告・錦田地区の歴史	坂地区郷土研究会	坂地区	研究報告・西坂地区の歴史	中郷郷土研究会	中郷地区	研究報告・中郷地区的歴史	梅名郷土史研究会	梅名	研究報告・梅名地区的歴史	大場誌編纂委員会	大場	研究報告・大場地区的歴史	安久歴史研究会	安久	研究報告・安久地区的歴史	御門地誌編纂委員会	御門	研究報告・御門地区的歴史	三島襷子保存会	三島地域	技能継承・担い手育成	ふるさとガイドの会	三島地域	普及啓発・担い手育成	三島ゆうすい会	三島地域	研究報告・環境保全	グラウンドワーク三島	三島地域	研究報告・環境保全	三島茶碗文化振興会	三島地域	普及啓発・地域振興	三嶋廻の会	三島地域	研究報告・普及啓発	みしまお寺めぐりの会	三島地域	研究報告・普及啓発	ミシマサイコの会	錦田地区	研究報告・普及啓発
名称	活動エリア	活動概要																																																																																																																										
伊豆史談会	伊豆地域	研究報告・伊豆全城の歴史																																																																																																																										
伊豆学研究会	伊豆地域	研究報告・伊豆全城の歴史																																																																																																																										
北上郷土史研究会	北上地区	研究報告・北上地区的歴史																																																																																																																										
三島宿研究会	旧三島町地区	研究報告・三島宿の歴史																																																																																																																										
錦田郷土研究会	錦田地区	研究報告・錦田地区の歴史																																																																																																																										
坂地区郷土研究会	坂地区	研究報告・西坂地区の歴史																																																																																																																										
中郷郷土研究会	中郷地区	研究報告・中郷地区的歴史																																																																																																																										
梅名郷土史研究会	梅名	研究報告・梅名地区的歴史																																																																																																																										
大場誌編纂委員会	大場	研究報告・大場地区的歴史																																																																																																																										
安久歴史研究会	安久	研究報告・安久地区的歴史																																																																																																																										
御門地誌編纂委員会	御門	研究報告・御門地区的歴史																																																																																																																										
三島襷子保存会	三島地域	技能継承・担い手育成																																																																																																																										
お田打保存会	三島地域	技能継承・担い手育成																																																																																																																										
ふるさとガイドの会	三島地域	普及啓発・担い手育成																																																																																																																										
三島ゆうすい会	三島地域	研究報告・環境保全																																																																																																																										
グラウンドワーク三島	三島地域	研究報告・環境保全																																																																																																																										
三島茶碗文化振興会	三島地域	普及啓発・地域振興																																																																																																																										
三嶋廻の会	三島地域	研究報告・普及啓発																																																																																																																										
みしまお寺めぐりの会	三島地域	研究報告・普及啓発																																																																																																																										
ミシマサイコの会	錦田地区	研究報告・普及啓発																																																																																																																										
名称	活動エリア	活動概要																																																																																																																										
伊豆史談会	伊豆地域	研究報告・伊豆全城の歴史																																																																																																																										
伊豆学研究会	伊豆地域	研究報告・伊豆全城の歴史																																																																																																																										
北上郷土史研究会	北上地区	研究報告・北上地区的歴史																																																																																																																										
三島宿研究会	旧三島町地区	研究報告・三島宿の歴史																																																																																																																										
錦田郷土研究会	錦田地区	研究報告・錦田地区の歴史																																																																																																																										
坂地区郷土研究会	坂地区	研究報告・西坂地区の歴史																																																																																																																										
中郷郷土研究会	中郷地区	研究報告・中郷地区的歴史																																																																																																																										
梅名郷土史研究会	梅名	研究報告・梅名地区的歴史																																																																																																																										
大場誌編纂委員会	大場	研究報告・大場地区的歴史																																																																																																																										
安久歴史研究会	安久	研究報告・安久地区的歴史																																																																																																																										
御門地誌編纂委員会	御門	研究報告・御門地区的歴史																																																																																																																										
三島襷子保存会	三島地域	技能継承・担い手育成																																																																																																																										
ふるさとガイドの会	三島地域	普及啓発・担い手育成																																																																																																																										
三島ゆうすい会	三島地域	研究報告・環境保全																																																																																																																										
グラウンドワーク三島	三島地域	研究報告・環境保全																																																																																																																										
三島茶碗文化振興会	三島地域	普及啓発・地域振興																																																																																																																										
三嶋廻の会	三島地域	研究報告・普及啓発																																																																																																																										
みしまお寺めぐりの会	三島地域	研究報告・普及啓発																																																																																																																										
ミシマサイコの会	錦田地区	研究報告・普及啓発																																																																																																																										

■新旧対照表

新	旧
<p>(P142)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第6章</p> <p>2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理のための事業</p> <p>(1) 歴史的建造物の維持保全に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①三嶋大社 本殿、幣殿及び拝殿の保全事業 ②歴史的風致形成建造物保全整備事業 <p>(2) 山中城跡の保存・活用に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ③史跡等保存活用計画策定・史跡等総合整備活用事業 <p>(3) 伝統を反映した人々の活動に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ④三嶋大祭り補助事業 ⑤三島雛子保存会補助事業 ⑥地域文化財啓発補助事業 <p>(4) まち並みと景観形成に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦景観重点整備地区内景観形成補助事業 <p>(5) 歴史的資源を生かした観光振興と情報発信に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧歴史的資源を生かした観光振興と情報発信事業 ⑨案内看板統一化事業 ⑩ふるさとガイドの会補助事業 	<p>(P142)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第6章</p> <p>2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理のための事業</p> <p>(1) 歴史的建造物の維持保全に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①三嶋大社 本殿、幣殿及び拝殿の保全事業 ②歴史的風致形成建造物保全整備事業 <p>(2) 山中城跡の保存・活用に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ③史跡等保存活用計画策定・史跡等総合整備活用事業 <p>(3) 伝統を反映した人々の活動に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ④二島夏まつり補助事業 ⑤三島雛子保存会補助事業 ⑥地域文化財啓発補助事業 <p>(4) まち並みと景観形成に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦景観重点整備地区内景観形成補助事業 <p>(5) 歴史的資源を生かした観光振興と情報発信に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧歴史的資源を生かした観光振興と情報発信事業 ⑨案内看板統一化事業 ⑩ふるさとガイドの会補助事業

■新旧対照表

新	旧
(P143)	(P143)

三島市歴史的風致維持向上計画 第6章

■重点区域と事業位置図

三島市歴史的風致維持向上計画 第6章

■重点区域と事業位置図

■新旧対照表

新	旧																												
(P144)	(P144)																												
<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第6章</p> <p>(1) 歴史的建造物の維持保全に関する事業</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>事業名</td><td>①三島大社 本殿、幣殿及び拝殿の保全事業</td></tr> <tr> <td>整備主体</td><td>三島大社</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成34年度～平成37年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>文化財建造物等を活用した地域活性化事業 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>三島大社 </td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td>三島大社の本殿、幣殿及び拝殿の保存を図るために、必要に応じて補修、修理等を行う。  </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>歴史的建造物の維持保全に関する方針に基づき、補修、修復などをを行うことにより、三島大社の価値、魅力の維持、向上が図られるとともに、そこで一体となって行われる三島大祭りと相まって三島の伝統的な文化の特徴を保存し歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </tbody> </table>	事業名	①三島大社 本殿、幣殿及び拝殿の保全事業	整備主体	三島大社	事業期間	平成34年度～平成37年度	支援事業名	文化財建造物等を活用した地域活性化事業 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業	事業位置	三島大社 	事業概要	三島大社の本殿、幣殿及び拝殿の保存を図るために、必要に応じて補修、修理等を行う。  	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物の維持保全に関する方針に基づき、補修、修復などをを行うことにより、三島大社の価値、魅力の維持、向上が図られるとともに、そこで一体となって行われる三島大祭りと相まって三島の伝統的な文化の特徴を保存し歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第6章</p> <p>(1) 歴史的建造物の維持保全に関する事業</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>事業名</td><td>①三島大社 本殿、幣殿及び拝殿の保全事業</td></tr> <tr> <td>整備主体</td><td>三島大社</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>平成34年度～平成37年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>文化財建造物等を活用した地域活性化事業 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>三島大社 </td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td>三島大社の本殿、幣殿及び拝殿の保存を図るために、必要に応じて補修、修理等を行う。  </td></tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>歴史的建造物の維持保全に関する方針に基づき、補修、修復などをを行うことにより、三島大社の価値、魅力の維持、向上が図られるとともに、そこで一体となって行われる三島大祭りと相まって三島の伝統的な文化の特徴を保存し歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td></tr> </tbody> </table>	事業名	①三島大社 本殿、幣殿及び拝殿の保全事業	整備主体	三島大社	事業期間	平成34年度～平成37年度	支援事業名	文化財建造物等を活用した地域活性化事業 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業	事業位置	三島大社 	事業概要	三島大社の本殿、幣殿及び拝殿の保存を図るために、必要に応じて補修、修理等を行う。  	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物の維持保全に関する方針に基づき、補修、修復などをを行うことにより、三島大社の価値、魅力の維持、向上が図られるとともに、そこで一体となって行われる三島大祭りと相まって三島の伝統的な文化の特徴を保存し歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業名	①三島大社 本殿、幣殿及び拝殿の保全事業																												
整備主体	三島大社																												
事業期間	平成34年度～平成37年度																												
支援事業名	文化財建造物等を活用した地域活性化事業 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業																												
事業位置	三島大社 																												
事業概要	三島大社の本殿、幣殿及び拝殿の保存を図るために、必要に応じて補修、修理等を行う。  																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物の維持保全に関する方針に基づき、補修、修復などをを行うことにより、三島大社の価値、魅力の維持、向上が図られるとともに、そこで一体となって行われる三島大祭りと相まって三島の伝統的な文化の特徴を保存し歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																												
事業名	①三島大社 本殿、幣殿及び拝殿の保全事業																												
整備主体	三島大社																												
事業期間	平成34年度～平成37年度																												
支援事業名	文化財建造物等を活用した地域活性化事業 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業																												
事業位置	三島大社 																												
事業概要	三島大社の本殿、幣殿及び拝殿の保存を図るために、必要に応じて補修、修理等を行う。  																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物の維持保全に関する方針に基づき、補修、修復などをを行うことにより、三島大社の価値、魅力の維持、向上が図られるとともに、そこで一体となって行われる三島大祭りと相まって三島の伝統的な文化の特徴を保存し歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																												

■新旧対照表

新	旧																								
(P147)	(P147)																								
<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第6章</p> <p>(3) 伝統を反映した人々の活動に関する事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td><td>④三島大祭り補助事業</td></tr> <tr> <td>整備主体</td><td>三島市</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>昭和50年度～平成37年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>重点区域内</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td>今後も三島大祭りを継続的に開催しつつ、さらに魅力の向上を図り、保存・継承に繋げていくために、三島大祭りの運営費等の一部を補助する。</td></tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>■三島大祭り 競り合い ■山車準備の様子</p> <p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p> <p>三島大祭りの開催に關し、伝統を反映した人々の活動に関する方針に基づき、三島大祭りの開催を支援することにより、本市の伝統祭礼、行事の継承につなげるとともに、伝統祭礼、行事に対する市民意識の向上、歴史、伝統を生かした地域づくりを推進し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	事業名	④三島大祭り補助事業	整備主体	三島市	事業期間	昭和50年度～平成37年度	支援事業名	市単独事業	事業位置	重点区域内	事業概要	今後も三島大祭りを継続的に開催しつつ、さらに魅力の向上を図り、保存・継承に繋げていくために、三島大祭りの運営費等の一部を補助する。	<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第6章</p> <p>(3) 伝統を反映した人々の活動に関する事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td><td>④三島夏まつり補助事業</td></tr> <tr> <td>整備主体</td><td>三島市</td></tr> <tr> <td>事業期間</td><td>昭和50年度～平成37年度</td></tr> <tr> <td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr> <td>事業位置</td><td>重点区域内</td></tr> <tr> <td>事業概要</td><td>今後も三島夏まつりを継続的に開催しつつ、さらに魅力の向上を図り、保存・継承に繋げていくために、夏祭りの運営費等の一部を補助する。</td></tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>■三島夏まつり 競り合い ■山車準備の様子</p> <p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p> <p>三島夏まつりの開催に關し、伝統を反映した人々の活動に関する方針に基づき、三島夏まつりの開催を支援することにより、本市の伝統祭礼、行事の継承につなげるとともに、伝統祭礼、行事に対する市民意識の向上、歴史、伝統を生かした地域づくりを推進し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	事業名	④三島夏まつり補助事業	整備主体	三島市	事業期間	昭和50年度～平成37年度	支援事業名	市単独事業	事業位置	重点区域内	事業概要	今後も三島夏まつりを継続的に開催しつつ、さらに魅力の向上を図り、保存・継承に繋げていくために、夏祭りの運営費等の一部を補助する。
事業名	④三島大祭り補助事業																								
整備主体	三島市																								
事業期間	昭和50年度～平成37年度																								
支援事業名	市単独事業																								
事業位置	重点区域内																								
事業概要	今後も三島大祭りを継続的に開催しつつ、さらに魅力の向上を図り、保存・継承に繋げていくために、三島大祭りの運営費等の一部を補助する。																								
事業名	④三島夏まつり補助事業																								
整備主体	三島市																								
事業期間	昭和50年度～平成37年度																								
支援事業名	市単独事業																								
事業位置	重点区域内																								
事業概要	今後も三島夏まつりを継続的に開催しつつ、さらに魅力の向上を図り、保存・継承に繋げていくために、夏祭りの運営費等の一部を補助する。																								

■新旧対照表

新	旧																								
(P148)	(P148)																								
<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第6章</p> <table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>⑤三島雛子保存会補助事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>三島市</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>昭和55年度～平成37年度</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域内</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>静岡県指定の無形民俗文化財である三島雛子の保存・継承のために、三島雛子保存会の活動費の一部を補助する。</td></tr> </table> <p>■川原ヶ谷山車と子どもたち ■演奏の様子</p> <p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p> <p>三島雛子保存会の活動については、担い手不足が課題として挙げられており、伝統を反映した人々の活動に関する方針に基づき、三島雛子の後継者育成の活動を支援することにより、本市の民俗芸能及び三島夏まつりの継承に繋がるとともに、民俗芸能に対する市民意識の向上、歴史、伝統を生かした地域づくりが推進され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	事業名	⑤三島雛子保存会補助事業	整備主体	三島市	事業期間	昭和55年度～平成37年度	支援事業名	市単独事業	事業位置	重点区域内	事業概要	静岡県指定の無形民俗文化財である三島雛子の保存・継承のために、三島雛子保存会の活動費の一部を補助する。	<p>三島市歴史的風致維持向上計画 第6章</p> <table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>⑤三島雛子保存会補助事業</td></tr> <tr><td>整備主体</td><td>三島市</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>昭和55年度～平成37年度</td></tr> <tr><td>支援事業名</td><td>市単独事業</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>重点区域内</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>静岡県指定の無形民俗文化財である三島雛子の保存・継承のために、三島雛子保存会の活動費の一部を補助する。</td></tr> </table> <p>■川原ヶ谷山車と子どもたち ■演奏の様子</p> <p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p> <p>三島雛子保存会の活動については、担い手不足が課題として挙げられており、伝統を反映した人々の活動に関する方針に基づき、三島雛子の後継者育成の活動を支援することにより、本市の民俗芸能及び三島夏まつりの継承に繋がるとともに、民俗芸能に対する市民意識の向上、歴史、伝統を生かした地域づくりが推進され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	事業名	⑤三島雛子保存会補助事業	整備主体	三島市	事業期間	昭和55年度～平成37年度	支援事業名	市単独事業	事業位置	重点区域内	事業概要	静岡県指定の無形民俗文化財である三島雛子の保存・継承のために、三島雛子保存会の活動費の一部を補助する。
事業名	⑤三島雛子保存会補助事業																								
整備主体	三島市																								
事業期間	昭和55年度～平成37年度																								
支援事業名	市単独事業																								
事業位置	重点区域内																								
事業概要	静岡県指定の無形民俗文化財である三島雛子の保存・継承のために、三島雛子保存会の活動費の一部を補助する。																								
事業名	⑤三島雛子保存会補助事業																								
整備主体	三島市																								
事業期間	昭和55年度～平成37年度																								
支援事業名	市単独事業																								
事業位置	重点区域内																								
事業概要	静岡県指定の無形民俗文化財である三島雛子の保存・継承のために、三島雛子保存会の活動費の一部を補助する。																								

■新旧対照表

新	旧																												
<p>(P150)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第6章</p> <p>(4) まち並みと景観形成に関する事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>⑦景観重点整備地区内景観形成補助事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>三島市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成12年度～平成37年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>三島市景観重点整備地区 1 源兵衛川（げんべえがわ）「いすみ橋～広瀬橋」地区、2 白滝（しらき）公園・桜川地区、3 大通り地区、4 芝町（しばちょう）通り地区、5 蓮沼川（はすぬまがわ）（宮さんの川）地区、6 赤橋周辺（御駿川・鍵倉古道）地区 他</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>三島市景観重点整備地区において、建築物を行為の制限に適合させるための工費の一部を補助する。 新・増築する場合は概ね3階以下</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>三島市景観条例に基づく景観重点整備地区は、三島大社の周辺や源兵衛川沿い等で指定され、地域特性に応じた建築物、工作物の行為の制限が定められている。工事費の補助により、行為の制限に適合した建築や、改修などが促進され、指定地区的価値と魅力の向上を図る。また、住民との合意形成を図りながら重点区域の追加指定を行う。</td> </tr> </table> <p>■景観重点整備地区・源兵衛川「いすみ橋～広瀬橋」地区における補助対象例</p>  <p>河川境界から1m以上離す</p> <p>既存の樹木の維持に極力努める 樹木を撤去する場合には、その 代替となる樹木等を植栽する</p>	事業名	⑦景観重点整備地区内景観形成補助事業	整備主体	三島市	事業期間	平成12年度～平成37年度	支援事業名	市単独事業	事業位置	三島市景観重点整備地区 1 源兵衛川（げんべえがわ）「いすみ橋～広瀬橋」地区、2 白滝（しらき）公園・桜川地区、3 大通り地区、4 芝町（しばちょう）通り地区、5 蓮沼川（はすぬまがわ）（宮さんの川）地区、6 赤橋周辺（御駿川・鍵倉古道）地区 他	事業概要	三島市景観重点整備地区において、建築物を行為の制限に適合させるための工費の一部を補助する。 新・増築する場合は概ね3階以下	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	三島市景観条例に基づく景観重点整備地区は、三島大社の周辺や源兵衛川沿い等で指定され、地域特性に応じた建築物、工作物の行為の制限が定められている。工事費の補助により、行為の制限に適合した建築や、改修などが促進され、指定地区的価値と魅力の向上を図る。また、住民との合意形成を図りながら重点区域の追加指定を行う。	<p>(P150)</p> <p>三島市歴史的風致維持向上計画 第6章</p> <p>(4) まち並みと景観形成に関する事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>⑦景観重点整備地区内景観形成補助事業</td> </tr> <tr> <td>整備主体</td> <td>三島市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成12年度～平成37年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>三島市景観重点整備地区 1 源兵衛川（げんべえがわ）「いすみ橋～広瀬橋」地区、2 白滝（しらき）公園・桜川地区、3 大通り地区、4 芝町（しばちょう）通り地区、5 蓮沼川（はすぬまがわ）（宮さんの川）地区 他</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>三島市景観重点整備地区において、建築物を行為の制限に適合させるための工費の一部を補助する。 新・増築する場合は概ね3階以下</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>■景観重点整備地区・源兵衛川「いすみ橋～広瀬橋」地区における補助対象例 三島市景観条例に基づく景観重点整備地区は、三島大社の周辺や源兵衛川沿い等で指定され、地域特性に応じた建築物、工作物の行為の制限が定められている。工事費の補助により、行為の制限に適合した建築や、改修などが促進され、指定地区的価値と魅力の向上を図る。また、住民との合意形成を図りながら重点区域の追加指定を行う。</td> </tr> </table> <p>河川境界から1m以上離す</p> <p>既存の樹木の維持に極力努める 樹木を撤去する場合には、その 代替となる樹木等を植栽する</p>	事業名	⑦景観重点整備地区内景観形成補助事業	整備主体	三島市	事業期間	平成12年度～平成37年度	支援事業名	市単独事業	事業位置	三島市景観重点整備地区 1 源兵衛川（げんべえがわ）「いすみ橋～広瀬橋」地区、2 白滝（しらき）公園・桜川地区、3 大通り地区、4 芝町（しばちょう）通り地区、5 蓮沼川（はすぬまがわ）（宮さんの川）地区 他	事業概要	三島市景観重点整備地区において、建築物を行為の制限に適合させるための工費の一部を補助する。 新・増築する場合は概ね3階以下	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	■景観重点整備地区・源兵衛川「いすみ橋～広瀬橋」地区における補助対象例 三島市景観条例に基づく景観重点整備地区は、三島大社の周辺や源兵衛川沿い等で指定され、地域特性に応じた建築物、工作物の行為の制限が定められている。工事費の補助により、行為の制限に適合した建築や、改修などが促進され、指定地区的価値と魅力の向上を図る。また、住民との合意形成を図りながら重点区域の追加指定を行う。
事業名	⑦景観重点整備地区内景観形成補助事業																												
整備主体	三島市																												
事業期間	平成12年度～平成37年度																												
支援事業名	市単独事業																												
事業位置	三島市景観重点整備地区 1 源兵衛川（げんべえがわ）「いすみ橋～広瀬橋」地区、2 白滝（しらき）公園・桜川地区、3 大通り地区、4 芝町（しばちょう）通り地区、5 蓮沼川（はすぬまがわ）（宮さんの川）地区、6 赤橋周辺（御駿川・鍵倉古道）地区 他																												
事業概要	三島市景観重点整備地区において、建築物を行為の制限に適合させるための工費の一部を補助する。 新・増築する場合は概ね3階以下																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	三島市景観条例に基づく景観重点整備地区は、三島大社の周辺や源兵衛川沿い等で指定され、地域特性に応じた建築物、工作物の行為の制限が定められている。工事費の補助により、行為の制限に適合した建築や、改修などが促進され、指定地区的価値と魅力の向上を図る。また、住民との合意形成を図りながら重点区域の追加指定を行う。																												
事業名	⑦景観重点整備地区内景観形成補助事業																												
整備主体	三島市																												
事業期間	平成12年度～平成37年度																												
支援事業名	市単独事業																												
事業位置	三島市景観重点整備地区 1 源兵衛川（げんべえがわ）「いすみ橋～広瀬橋」地区、2 白滝（しらき）公園・桜川地区、3 大通り地区、4 芝町（しばちょう）通り地区、5 蓮沼川（はすぬまがわ）（宮さんの川）地区 他																												
事業概要	三島市景観重点整備地区において、建築物を行為の制限に適合させるための工費の一部を補助する。 新・増築する場合は概ね3階以下																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	■景観重点整備地区・源兵衛川「いすみ橋～広瀬橋」地区における補助対象例 三島市景観条例に基づく景観重点整備地区は、三島大社の周辺や源兵衛川沿い等で指定され、地域特性に応じた建築物、工作物の行為の制限が定められている。工事費の補助により、行為の制限に適合した建築や、改修などが促進され、指定地区的価値と魅力の向上を図る。また、住民との合意形成を図りながら重点区域の追加指定を行う。																												
<p>- 150 -</p>	<p>- 150 -</p>																												

■新旧対照表

新					旧				
(P158)					(P158)				
三島市歴史的風致維持向上計画 第7章					三島市歴史的風致維持向上計画 第7章				
No.	指定区分	名称	写真	所有者	No.	指定区分	名称	写真	所有者
7		間眠神社		静岡県 神社庁	7		間眠神社		静岡県 神社庁
8		千貫樋		三島市	8		千貫樋		三島市
9		中郷温水池		中郷用水 土地改良区	9		中郷温水池		中郷用水 土地改良区
10	景観重要建築物 歴史的風致形成建造物 (平成29年10月14日指定) 指定番号: 1	カワツネ洋品店		個人	10	景観重要 建築物	カワツネ洋品店		個人
11	景観重要建築物 歴史的風致形成建造物 (平成29年10月14日指定) 指定番号: 2	高橋綿店		個人	11	景観重要 建築物	高橋綿店		個人
12	歴史的風致形成建造物 (平成29年10月14日指定) 指定番号: 3	茶処 山田園		個人	12		茶処 山田園		個人
13	歴史的風致形成建造物 (平成29年10月14日指定) 指定番号: 4	森田金物屋		個人	13		森田金物屋		個人
14	歴史的風致形成建造物 (平成29年10月14日指定) 指定番号: 5	小林設計事務所		個人	14		小林設計事務所		個人